

○ 鹿児島県における環境行政

1 環境行政機構等の変遷

昭44. 7. 21	衛生部環境衛生課に公害係新設
昭45. 7. 1	衛生部に公害対策室（企画調整係，調査指導係）新設
昭46. 7. 19	公害対策室を公害課（企画調査係，大気保全係，水質保全係）に改組 衛生研究所を公害衛生研究所に改組し，公害研究部（大気課，水質課）を新設 水産商工部観光物産課に自然保護係を新設
昭46. 12. 25	公害課に調査係を新設
昭47. 4. 1	衛生部に環境保全課（自然保護係，環境整備係，鳥獣保護係）を新設 公害課に公害保健係を新設
昭49. 4. 1	衛生部に環境局を設置（公害対策課，公害規制課，環境保全課で構成）
昭50. 7. 21	公害対策課に審査係を新設
昭52. 7. 25	環境保全課を環境整備係，水道係，自然保護第一係，自然保護第二係に改組（狩猟行政は林務部へ移管）
昭56. 7. 1	川内環境監視センターを新設
昭57. 5. 1	公害対策課と環境保全課を環境管理課（企画調整係，審査係，公害保健係，自然保護第一係，自然保護第二係，環境水道係）に改組 公害規制課に計画係を新設 原子力安全対策室を新設 環境センター（管理部，大気部，水質部，放射線部）を新設
昭59. 5. 1	環境管理課の自然保護第一係と自然保護第二係を再編し，自然保護係に改組 環境管理課に環境管理監を配置
昭61. 4. 1	保健環境部（環境局と衛生部との統合・再編）の設置 環境審議監を配置 原子力安全対策室を公害規制課の課内室とし，新たに原子力安全対策監を配置 環境管理課の企画調整係，審査係及び公害保健係を再編し，公害保健係と環境影響審査係に改組 公害規制課の計画係を環境計画係に変更 環境センターの管理部を庶務部と情報管理部に再編し，5部制とする
平元. 4. 1	環境管理課に参事（廃棄物担当）の配置 原子力安全対策室長（専任）の配置
平 3. 4. 1	環境管理課を環境政策課に，公害規制課を環境保全課に再編 環境政策課内に廃棄物対策室を設置
平 5. 4. 1	環境政策課廃棄物対策室を再編し，一般廃棄物係と産業廃棄物係に改組
平 7. 4. 1	環境政策課に屋久島環境文化村中核施設開館準備班を設置
平 8. 4. 1	環境生活部（保健環境部と県民福祉部との統合・再編）の設置 環境政策課に環境計画推進係を設置 環境政策課にあった自然保護係を環境保護課（自然保護係・自然公園係・野生生物係）に改組 環境保全課を環境管理課へ，廃棄物対策室を環境整備室へ改称
平 9. 4. 1	環境整備室を環境整備課に改組 環境担当の環境生活部次長の配置
平11. 4. 1	環境保護課に世界自然遺産会議開催準備班を設置
平12. 4. 1	環境センターと衛生研究所を統合し，環境保健センターに改組 （庶務部，環境保健部，微生物部，食品薬事部，大気部，水質部，放射線部）体制へ

平13. 4. 1	環境保護課に全国野鳥保護のつどい開催準備班を設置 環境政策課に環境対策専門員，環境整備課に環境整備専門員の配置
平14. 4. 1	環境管理課に環境管理専門員の配置
平15. 4. 1	環境整備課に監視指導班を設置
平15. 4. 22	県環境学習中核施設「生命と環境の学習館」開設
平16. 4. 1	環境整備課に管理型処分場整備班を設置
平17. 4. 1	原子力安全対策室が環境生活部から危機管理局へ移管 環境計画推進係を地球環境係へ改称
平18. 4. 1	環境整備課を廃棄物・リサイクル対策課へ改称し，リサイクル推進係を新設 川内環境監視センターと環境保健センター放射線部を統合して環境放射線監視センターに改称し，環境生活部から危機管理局へ移管
平19. 6. 1	廃棄物・リサイクル対策課の管理型処分場整備班を管理型処分場整備推進班に改称し，薩摩川内市駐在とする。
平21. 4. 1	環境部の設置 環境企画課，地球温暖化対策課，廃棄物・リサイクル対策課，自然保護課，環境保全課を設置 廃棄物・リサイクル対策課の管理型処分場整備推進班の薩摩川内市駐在を廃止して，課内に設置し，薩摩川内市に管理型処分場建設推進センターを設置
平22. 4. 1	環境林務部（環境部と林務水産部との統合・再編）の設置 環境企画課と林務水産課（林務部門）を環境林務課へ改組，地球温暖化対策課に森林吸収源対策係を新設，管理型処分場建設推進センターの廃止
平23. 4. 1	狩猟行政を森林整備課から自然保護課へ移管
平24. 4. 1	原子力安全対策室を原子力安全対策課へ改組
平25. 4. 1	企画部にエネルギー政策課を設置 新エネルギー等の開発利用促進業務を地球温暖化対策課からエネルギー政策課へ移管
平27. 4. 1	自然保護課に奄美世界自然遺産登録推進班を設置 奄美世界自然遺産総括監の設置
平29. 4. 1	自然保護課に奄美世界自然遺産登録推進室を設置
平31. 4. 1	地球温暖化対策課を再編し，環境林務課に地球温暖化対策室を設置 地球温暖化対策総括監の設置 森林吸収源対策行政を森林経営課及び森づくり推進課へ移管

2 主な環境施策

年度	月日	国の施策	月日	県の施策
昭42	8. 3	○「公害対策基本法」公布		
昭43	6. 10	○「大気汚染防止法」公布		
	6. 10	○「騒音規制法」公布		
昭44	12. 15	○「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布	4. 1 12. 1	○「鹿児島県公害対策審議会条例」公布 ○「鹿児島県工業振興資金要綱」及び「鹿児島県公害防止施設資金利子補助金交付要綱」告示 1. 21 ○「鹿児島県公害被害者認定審査会条例」公布
昭45	5. 26	○「公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」公布	7. 1	○「鹿児島県公害防止条例」公布
	6. 1	○「公害紛争処理法」公布	10. 1	○「鹿児島県公害紛争処理条例」公布
	12. 25	○「水質汚濁防止法」公布	10. 29	○「鹿児島県公害紛争処理条例施行規則」公布
	12. 25	○「公害防止事業費事業者負担法」公布		
	12. 25	○「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」公布		
	12. 25	○「農用地の土壌の汚染防止に関する法律」公布		
	12. 25	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布		
	12. 28	○「水質汚濁に係る環境基準」告示		
	2. 2	○「ラムサール条約」採択		
昭46	6. 1	○「悪臭防止法」公布	8. 23	○「鹿児島県環境保全施設整備資金融資要綱」及び「鹿児島県公害防止施設資金利子補助金交付要綱」告示（旧要綱は廃止）
	7. 1	○環境庁発足	10. 15	○「鹿児島県公害防止条例」公布（旧条例廃止）
			10. 15	○「鹿児島県水質審議会条例」公布
			3. 17	○「鹿児島県公害防止条例施行規則」公布
昭47	6. 3	○「公害等調整委員会設置法」公布	6. 19	○「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示
	6. 5	○「国連人間環境会議（ストックホルム）」開催 ○「人間環境宣言」採択	11. 1	○「いおう酸化物に係る環境上の基準の設定」告示
	6. 22	○「自然環境保全法」公布	3. 30	○「鹿児島県自然環境保全条例」公布
	11. 16	○「世界遺産条約」採択	3. 30	○「鹿児島県自然環境保全審議会条例」公布
			3. 30	○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」公布
昭48	10. 5	○「公害健康被害の補償等に関する法律」公布		
	10. 16	○「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」公布		
	11. 6	○「自然環境保全基本方針」閣議決定	3. 27	○「鹿児島県自然環境保全条例施行規則」公布
	12. 27	○「航空機騒音に係る環境基準」告示	4. 15	○「鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定」告示
	3. 3	○「ワシントン条約」採択	10. 11	○「鹿児島県公害健康被害認定審査会条例」公布
昭49			4. 16	○「川内地区環境大気保全措置実施要綱」告示
昭50			10. 6	○「鹿児島県自然環境保全基本方針」告示
昭51	6. 10	○「振動規制法」公布		
昭53	11. 15	○「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」公布		
昭54			5. 24	○「鹿児島湾水質環境管理計画」（鹿児島湾ブルー計画）策定
昭55	5. 1	○「幹線道路の沿道の整備に関する法律」公布	5. 19	○「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則」全部改正
			8. 25	○「地域水質環境管理計画推進本部」設置
昭57			3月	○「池田湖水質環境管理計画」策定
昭58	5. 18	○「浄化槽法」公布	11. 28	○「航空機騒音に係る環境基準の規制地域の類型」指定
昭59	7. 27	○「湖沼水質保全特別措置法」公布	7. 3	○「鹿児島湾のリンに係る汚濁負荷量削減指針」策定
	8. 28	○「環境影響評価の実施について」閣議決定		
昭60	3. 22	○「オゾン層の保護のためのウィーン条約」採択	9. 30	○「浄化槽工事業者登録簿閲覧要綱」告示
			10. 11	○「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例」公布
			3. 26	○「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則」公布
			3. 26	○「浄化槽法施行細則」公布
			3. 26	○「新・鹿児島湾ブルー計画」策定
昭62			3. 28	○「鹿児島県ウミガメ保護条例」公布
			3. 30	○「鹿児島県環境保全施設資金利子補助金交付要綱」告示（旧要綱は廃止）
昭63	5. 20	○「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布	5. 20	○「鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則」公布
	9. 30	○「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」受諾		
	3. 22	○「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択		

年度	月 日	国 の 施 策	月 日	県 の 施 策
平元	5. 12	○ 地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置		
平2	8. 23 10. 23	○ 「土壌の汚染に係る環境基準」告示 ○ 「地球温暖化防止行動計画」策定		
平3	4. 26	○ 「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」公布	12. 3 4. 1 8月	○ 「鹿児島県環境影響評価要綱」告示 ○ 「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」告示 ○ 「第2期池田湖水質環境管理計画」策定
平4	5. 9 5. 22 6. 3 6. 5 12. 11	○ 「気候変動に関する国際連合枠組条約」採択 ○ 「生物多様性条約」採択 ○ 「地球サミット（リオデジャネイロ）」開催 ○ 「アジェンダ21」採択 ○ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」公布 ○ 「希少野生動植物種保存基本方針」告示	6. 3 11. 27 3. 26	○ 「鹿児島県クリーン・リサイクル推進対策要綱」策定 ○ 「屋久島環境文化村構想」のマスタープラン公表 ○ 鹿児島湾奥部流域を「生活排水対策重点地域」に指定
平5	11. 19 12. 24	○ 「環境基本法」の公布施行 ○ 「アジェンダ21行動計画」策定		
平6	12. 16	○ 「環境基本計画」閣議決定	7. 13 3. 27	○ 「鹿児島県環境審議会条例」公布 ○ 「第3期鹿児島湾ブルー計画」策定
平7	6. 13 6. 16 10. 31	○ 「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」を閣議決定 ○ 「容器包装リサイクル法」公布 ○ 「生物多様性国家戦略」策定	11. 28 1. 22 3. 29	○ 「鹿児島県フロン対策推進協議会」発足 ○ 「水俣病総合対策医療事業実施要綱」告示 ○ 「悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示
平8			12. 25 3月	○ 「鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○ 「第8次鳥獣保護事業計画」策定
平9	4. 18 6. 13 6. 23 12. 1 12. 19	○ 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」公布 ○ 「環境影響評価法」公布 ○ 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」施行 ○ 「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催(京都市) ○ 地球温暖化対策推進本部を設置	3. 31	○ 「鹿児島県環境基本計画」策定
平10	5月 6. 19 9. 30 10. 9	○ 「環境ホルモン戦略計画SPEED 98」策定 ○ 「地球温暖化対策推進大綱」策定 ○ 「騒音に係る環境基準の改正」告示 ○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	12. 21 3. 23 3. 26 3. 29 3. 31 3. 31	○ 「県庁環境保全率先実行計画」策定 ○ 「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○ 「鹿児島県環境基本条例」公布 ○ 「鹿児島県産業廃棄物処理計画」策定 ○ 「鹿児島県地球環境保全行動計画」策定 ○ 「鹿児島県ごみ処理広域化計画」策定
平11	4. 8 4. 9 6. 12 7. 13 7. 16 1. 15 3. 2 3. 30	○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」全面施行 ○ 「地球温暖化対策に関する基本方針」閣議決定 ○ 「環境影響評価法」施行 ○ 「化学物質排出把握管理促進法」公布 ○ 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 ○ 「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 ○ 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の全面改正」公布 ○ 「化学物質排出把握管理促進法」施行	4. 1 6. 11 2. 10 3. 24 3. 24 3. 24 3. 28 3. 31 3. 31	○ 「鹿児島県環境基本条例」施行 ○ 「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○ 「第2期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○ 「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○ 自動車騒音要請限度の区域区分の設定 ○ 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定」告示 ○ 「鹿児島県環境影響評価条例」公布 ○ 「鹿児島県環境影響評価条例施行規則」公布 ○ 「鹿児島県環境影響評価技術指針」告示
平12	4. 1 5. 31 5. 31 6. 2 6. 2 6. 7 12. 22 1. 6	○ 「容器包装リサイクル法」完全施行 ○ 「グリーン購入法」公布 ○ 「建設リサイクル法」公布 ○ 「循環型社会形成推進基本法」公布・施行 ○ 「廃棄物処理法」改正 ○ 「資源有効利用促進法」公布 ○ 「新環境基本計画」を閣議決定 ○ 環境省発足	5. 18 ～5. 21 6. 16 10. 1 1. 29 3. 29 3月	○ 世界自然遺産会議開催 ○ 「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○ 「鹿児島県環境影響評価条例」全面施行 ○ 県新長期計画決定 ○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画策定(「県庁環境保全率先実行計画」策定) ○ 「第3期池田湖水質環境管理計画」策定
平13	4. 1 4. 1 4. 1 4. 1 4. 25 5. 1 6. 22 12. 21 3. 19 3. 27	○ 「廃棄物処理法」全面施行 ○ 「家電リサイクル法」完全施行 ○ 「グリーン購入法」全面施行 ○ 「資源有効利用促進法」施行 ○ 「食品リサイクル法」公布 ○ 「食品リサイクル法」施行 ○ 「フロン回収・破壊法」公布 ○ 「フロン回収・破壊法」一部施行 ○ 新しい「地球温暖化対策推進大綱」策定 ○ 「新・生物多様性国家戦略」策定	11月～ 3. 8 3. 29	○ 「県地球にやさしい県民運動」の展開 ○ 「第9次鳥獣保護事業計画」策定 ○ 「鹿児島県産業廃棄物処理計画」策定
平14	5. 29 6. 4 6. 7 6. 14 7. 12 7. 12	○ 「土壌汚染対策法」公布 ○ 京都議定書締結を閣議決定、国連本部に受託書を寄託 ○ 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」公布 ○ 「エネルギー政策基本法」公布・施行 ○ 「鳥獣保護法」公布 ○ 「自動車リサイクル法」公布	5. 12 6. 1 6. 3 7. 26	○ 「第56回全国野鳥保護のつどい」開催 ○ 鹿児島県環境審議会に鹿児島県自然環境保全審議会を統合 ○ 「平成14年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 ○ 「第3期鹿児島県分別収集促進計画」策定

年度	月日	国の施策	月日	県の施策
平14	11.29 11.29 1.1 2.15 3.14	○「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」公布・施行 ○「自然再生推進法」公布 ○「自然再生推進法」施行 ○「土壌汚染対策法」施行 ○「循環型社会形成推進基本計画」策定	3.25	○「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」公布
平15	4.1 4.16 5.26 7.25 10.7 10.10	○「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」施行 ○「鳥獣保護法」施行 ○「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む琉球諸島が候補地に選定 ○「環境保全活動・環境教育推進法」公布 ○「エネルギー基本計画」閣議決定 ○「廃棄物処理施設整備計画」告示	4.1 4.15 4.22 9.16 9.18 12.19 12.24 1.26 3.2 3.30 3.30	○「平成15年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」公布 ○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」開館 ○「奄美群島自然共生プラン」策定 ○「第9次鳥獣保護事業変更計画」策定 ○「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則」公布 ○指定希少野生動植物（案）41種の告示 ○「鹿児島県公害行政推進要綱及び同要領」の廃止 ○指定希少野生動植物29種の指定告示 ○「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」公布 ○鹿児島県環境基本計画の改定
平16	6.2 6.2 1.1 2.16	○「特定外来生物法」公布 ○「環境配慮促進法」公布 ○「自動車リサイクル法」完全施行 ○「京都議定書」発効	4.1 4.23 3.17 3.29 3.31 3.31 3.31 3.31	○「平成16年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 ○指定希少野生動植物12種の指定告示 ○「第4期鹿児島湾ブルー計画」策定 ○「鹿児島県産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金条例」公布 ○「鹿児島県環境学習推進基本方針」策定 ○「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」策定 ○「県庁環境保全率先実行計画（第2期）」策定 ○「平成17年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成
平17	4.28 3.30	○「京都議定書目標達成計画」閣議決定 ○「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画決定	11.8 11.9 3.24 3.29 3.30	○ラムサール条約登録（薩摩川内市「蘭牟田池」上屋久町「屋久島永田浜」） ○「第4期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○ISO14001認証取得（鹿児島県庁本庁） ○「平成18年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 ○「鹿児島県廃棄物処理計画」策定
平18	4.7 5.1 3.9	○「第三次環境基本計画」閣議決定 ○水俣病公式確認50年事業慰霊式 ○「エネルギー基本計画」第二次計画閣議決定	6.13 9.19 9.19 10.17 10.20 10.20 3.9 3.9 3.19 3.30	○「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開 ○「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定」告示 ○指定希少野生動植物1種の告示 ○「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「悪臭規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」告示 ○第10次鳥獣保護事業計画策定 ○「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正」告示
平19	6.1 6.22 6.27 10.1 3.28	○「21世紀環境立国戦略」閣議決定 ○公害紛争処理法施行令の一部改正公布 ○エコツアー推進法公布 ○「フロン回収・破壊法」改正施行 ○「改定京都議定書目標達成計画」閣議決定	5.15 7.31 3.28 3.31	○県地球温暖化対策推進本部設置 ○「第5期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正」告示 ○「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定
平20	4.1 5.30 6.6 6.13 7.29 11.21	○「エコツアー推進法」施行 ○改正「エネルギーの使用の合理化に関する法律」公布 ○生物多様性基本法公布・施行 ○「エコツアー推進基本方針」閣議決定 ○改正「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ○「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 ○改正「化学物質排出把握管理促進法」公布	9.8 11.21	○産業廃棄物管理型最終処分場の整備地決定 ○鹿児島県地球温暖化対策懇話会設置

年度	月日	国の施策	月日	県の施策
平21	4.24 5.20 6.3 7.8 7.15 8.28	○「土壌汚染対策法」の一部改正公布 ○「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の一部改正公布 ○「自然公園法及び自然環境保全法」の一部改正公布 ○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」公布 ○「海岸漂着物処理推進法」公布・施行 ○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」施行 ○「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布・施行 ○「生物多様性国家戦略2010」閣議決定	12.15 3.26 3.30	○「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設置」告示 ○「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」公布 ○「鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則」公布
平22	4.1 5.10 6.18 10.18 3.8	○「土壌汚染対策法」の一部改正施行 ○「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正公布 ○「エネルギー基本計画」第三次計画閣議決定 ○「生物多様性条約第10回締約国会議」開催（名古屋市中） ○「水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」閣議決定	4.1 9.30 3.31	○「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」策定 ○「第6期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「鹿児島県環境基本計画」改定 ○「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」策定 ○「県庁環境保全率先実行計画（第3期）」策定 ○「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」改定 ○「鹿児島県廃棄物処理計画」改定 ○「第4期池田湖水質環境管理計画」策定
平23	4.27 6.15 8.30	○「環境影響評価法」の一部改正施行 ○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（改正法）公布 ○「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」公布	3.28 3.30 3.30 3.30 3.30	○「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」策定 ○「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設置」告示 ○「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「騒音に係る環境基準の類型指定」告示
平24	4.27 6.1 6.27 7.1 8.10 10.1 1.25	○「第四次環境基本計画」閣議決定 ○「水質汚濁防止法」の一部改正施行 ○「環境基本法」一部改正 ○「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」施行 ○「小型家電リサイクル法」公布 ○「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律」完全施行 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正施行	3.29 3.29 3.30	○「鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定」告示 ○「鹿屋飛行場周辺及び鹿児島空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「第11次鳥獣保護管理事業計画」策定
平25	4.1 6.21 6.12 10.10	○「小型家電リサイクル法」施行 ○「大気汚染防止法」の一部改正公布 ○「フロン排出抑制法」公布 ○「水銀に関する水俣条約」採択	8.30 3.28 3.31	○「第7期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設置」告示 ○「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「生物多様性鹿児島県戦略」策定
平26	4.11 5.30 6.1 3.26	○「エネルギー基本計画」第四次計画 閣議決定 ○改正鳥獣保護法（「鳥獣保護管理法」）公布 ○「大気汚染防止法」の一部改正施行 ○「外来種被害防止行動計画」策定	4.14 1月 3.26	○「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン」策定 ○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「エコパークかごしま」開業 ○「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」改定
平27	4.1 6.19 7.17 11.27 12.13	○「フロン排出抑制法」施行 ○「地域自然遺産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」施行 ○「大気汚染防止法」一部改正公布 ○「日本の約束草案」（2020年以降の我が国の温室効果ガス削減目標）閣議決定 ○「気候変動の影響への適応計画」閣議決定 ○COP21で「パリ協定」採択	12.18 3.16 3.25 3.31	○「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」（Q&A）改定 ○「鹿児島県廃棄物処理計画」改定 ○「鹿児島県環境教育等行動計画」策定 ○「奄美群島持続的観光マスタープラン」策定
平28	5.13 11.4 11.8 2.1 3.7	○「地球温暖化対策計画」閣議決定 ○「パリ協定」発効 ○日本が「パリ協定」に批准 ○「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」について世界遺産登録推薦書をユネスコに提出 ○奄美群島国立公園指定	9.27 3.31 3.31	○「第8期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「第12次鳥獣保護管理事業計画」策定 ○「第2種特定鳥獣管理計画」策定

年度	月日	国の施策	月日	県の施策
平29			7.19	○「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」改定
			3.16	○「鹿児島県災害廃棄物処理計画」策定
			3.20	○「再生可能エネルギー導入ビジョン2018～エネルギーパークかごしまの創造～」策定
				○「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」改定
			3.30	
平30	4.17	○「第五次環境基本計画」閣議決定	6.19	○指定希少野生動植物1種の告示
	6.1	○国際自然保護連合による「記載延期」勧告を受け、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の推薦取り下げを決定	12.3	○「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を地域気候変動適応計画として位置づけ
	6.13	○「気候変動適応法」公布	3.22	○「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」公布
	6.22	○「海岸漂着物処理推進法」の一部改正公布・施行	3.25	○「県庁環境保全率先実行計画」改定
	7.3	○「エネルギー基本計画」第五次計画閣議決定	3.29	○「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則」公布
	11.27	○「気候変動適応計画」閣議決定		
	12.1	○「気候変動適応法」施行		
	2.1	○「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」について世界遺産登録推薦書をユネスコに再提出		
令元	5.31	○「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の変更	5.17	○指定希少野生動植物3種の告示
	5.31	○「プラスチック資源循環戦略」の策定	10.16	○「指定外来動植物被害防止基本方針」策定
	5.31	○「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定	11.26	○指定外来動植物14種の告示（令和2年2月1日施行）
	5.31	○「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布（10月1日施行）	12.4	○「第9期鹿児島県分別収集促進計画」策定
	6.5	○「フロン排出抑制法」の一部改正公布	3.30	○「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」改定
令2	4.1	○「フロン排出抑制法」の一部改正施行	10.1	○「鹿児島県環境影響評価条例施行規則」の一部改正施行
	6.5	○「環境影響評価法施行令」の一部改正施行	11.17	○指定外来動植物6種の告示（令和3年2月1日施行）
	10.26	○2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す旨、宣言	11.27	○2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする旨、表明
			12.4	○指定希少野生動植物3種の告示
			3.29	○「鹿児島県環境基本計画」改定
				○「鹿児島県環境教育等行動計画」改定
				○「鹿児島県廃棄物処理計画」改定
			3.31	○「池田湖水質環境管理計画」策定

3 鹿児島県環境基本計画の進捗状況

NO	第4章 施策の展開	主務課	令和2年度の進捗状況（実施状況）
第1節 地球を守る脱温暖化への貢献			
1 温暖化防止に向けた気運の醸成			
(1) 地球環境保全活動の推進			
001	○県地球温暖化対策推進条例や県地球温暖化対策実行計画、県新エネルギー導入ビジョンに基づき、地球環境保全活動を推進します。	地球温暖化対策室	○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会や県ホームページ等で周知
002	○地球環境の保全に向け、県民や事業者、行政が連携・協力して、自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動」の促進を図るため、県民運動推進大会を開催しているが、令和2年度は中止。
(2) 推進体制の整備等			
003	○本県の自然的・社会的条件に応じて、県地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に進めます。	地球温暖化対策室	○庁内における地球温暖化対策推進本部幹事会を開催し、各省庁における対策・施策や先進地事例等の情報提供を行い横断的に取り組んでいる。
004	○地球温暖化防止活動を県民が一体となって推進するため、地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等の活動を促進するとともに、県や市町村、関係団体の連携を強化し、県民の環境保全意識の向上に努めます。	地球温暖化対策室	○企業、民間団体、行政の約160団体が構成団体である「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」総会等の開催
005	○県民がいつでも新エネルギーに関する情報が入手できるように、ホームページ等により新エネルギーに関する情報提供を行います。	エネルギー政策課	○県ホームページや水素・再生可能エネルギーフェア等を活用し、再生可能エネルギーに関する情報を提供
006	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、地球温暖化防止に関する情報提供など自主的な取組や団体の活動を促進します。	地球温暖化対策室	○平成16年6月に指定された、本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心として、HPや各種イベントでの情報提供などを実施
007	○県民や事業者の温暖化防止活動への指導・助言を行う「地球温暖化防止活動インストラクター」の活動を促進します。	地球温暖化対策室	○グリーン日記コンテスト等各種イベントや家庭エコ診断、会議等における指導・助言
008	○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づき協定締結をさらに進め、協定締結企業と連携・協働した環境保全対策を推進します。	地球温暖化対策室	○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づき、協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進 17企業19事業所（R2.3末時点）
009	○「こどもエコクラブ」の活動支援など環境学習の推進を図ります。	地球温暖化対策室	○環境学習ポータルサイト「かごしまeco-ネット」を活用して情報を提供
010	○子供たちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしまこども環境大臣」の取組をさらに推進します。	地球温暖化対策室	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生9名を、こども環境大臣に任命 ○こども環境大臣サミットを12月25日に開催、かごしまこども環境宣言2019を作成 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加
011	○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県自ら率先して地球温暖化防止活動に取り組めます。	地球温暖化対策室	○県民自身が、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実施するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進、また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進
2 温室効果ガス排出削減対策の推進			
(1) 二酸化炭素の排出抑制			
012	○県地球温暖化対策推進条例に基づき、県民や事業者、行政が一体となった温室効果ガスの排出抑制の取組を推進します。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動推進大会」や県ホームページ等で周知 ○県内の特定事業者等から提出された温室効果ガス排出抑制計画書（146者）及び実施状況報告書（146者）の公表 ○「九州版炭素マイレージ制度（九州エコライフポイント）」により、家庭の電気使用量削減の取組に対して、経済的インセンティブ（ポイント）を付与
013	○世界自然遺産の屋久島において、石油類を燃料とすることなく、CO2の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進する「屋久島CO2フリーの島づくり」を推進します。	地球温暖化対策室	○かごしま低炭素社会モデル創造事業（屋久島）として、有識者による研究会や屋久島低炭素社会地域づくり協議会との意見交換、電気自動車用急速充電設備の維持管理により「屋久島CO2フリーの島づくり」の取組を推進
014	○ノーマイカーデー、エコ通勤等の公共交通機関や自転車の利用促進、アイドリングストップやエコドライブの啓発に努めるとともに、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車などグリーンエネルギー自動車への転換を促進します。	地球温暖化対策室	○ノーマイカーデーやエコドライブへの取組、環境性能の高い車の購入の選択など、「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を定めて実践行動を推進 また、関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島県都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、自動車・バイク通勤者を対象とした毎週水曜日のバス・市電の運賃を割引く「エコ通勤特別割引制度」を実施
		交通政策課	○県内公共交通機関の利用促進に資するWebサイト「交通ナビかごしま」の運営 ○各バス事業者において、運行ダイヤの改善など利用者の利便性向上策を実施 ○県においては、国の補助制度等を活用し、広域的・幹線的なバス路線の運行等や低床バスの導入に係る補助を実施し、国においては、低公害車の導入に係る補助を実施 ○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通を運行
015	○長距離物流の効率化及び地球温暖化防止の観点から、陸上トラック輸送から海上輸送又は鉄道輸送への転換を図るモーダルシフトを促進します。	交通政策課	○国土交通省において実施された「モーダルシフト等推進事業」が有効に活用されるように、運送事業者に対して周知を行った。
016	○事業者等が自ら削減できない二酸化炭素排出量について、県全体で埋め合わせる「カーボン・オフセット」の普及を促進します。	森林経営課	○事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、「かごしまエコファンด์制度」によるカーボン・オフセットの取組を推進
017	○太陽光による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。	エネルギー政策課	○水素・再生可能エネルギーフェアなどを通じた普及啓発を実施
018	○木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。	エネルギー政策課 廃棄物・リサイクル対策課 畜産課	○安定的な発電が期待できる再生可能エネルギー（家畜排せつ物によるメタン発酵ガス化発電等）の導入に必要な基本設計等に要する経費の助成を実施したほか、竹バイオマスのエネルギー利用の技術的課題等に対する実証研究等を実施した。 ○廃棄物の適正処理を推進 ○鶏ふん発電施設等が稼働中
(2) 廃棄物の減量化・リサイクルの促進			
019	○廃棄物の減量化を促進するとともに、廃棄物を再生利用可能な資源として捉え、リサイクルを促進します。	地球温暖化対策室	○廃棄物の減量化やリサイクルを「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を定めて実践行動を推進
		廃棄物・リサイクル対策課	○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進
020	○廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱を回収し、発電や暖房等への活用を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、熱回収施設等の整備を推進

021	○レジ袋の削減に向けた「マイバグ運動」を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○令和2年7月から通年で「マイバグキャンペーン」を実施し、ポスター等配布により広報・啓発を行い、市町村、関係団体、事業者等にも協力を依頼するとともに、県内19企業963店舗の参加を得て、10月の強化期間中に2,237万枚のレジ袋を削減
(3) その他の温室効果ガスの排出抑制			
(3-1) 環境と調和した農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制			
022	○家畜排せつ物等の適正処理と良質堆肥生産技術の開発・普及を通じて、メタンなど温室効果ガスの排出抑制に努めます。	経営技術課 畜産課	○家畜排せつ物の適正処理に向けた良質堆肥の生産技術を普及した。 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施
023	○栽培管理技術の開発・普及を通じて、農地におけるメタン・一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出抑制に努めます。	農業開発総合センター	○農地におけるメタンや一酸化二窒素の発生量を低減する管理技術の開発を共同研究により実施
(3-2) フロンの回収と適正処理			
024	○フロン回収・破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、オゾン層の破壊や温室効果を有するフロン類の適正処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○フロン排出抑制法（平成27年4月施行）に基づき、令和2年度末現在、業務用冷凍空調機関係の第一種フロン類充てん回収業者593業者が知事登録を受けて、フロンの充てん回収を実施 ○自動車リサイクル法（平成14年7月制定）に基づき、令和2年度末現在、フロン類回収業者98業者が知事の登録を受けて、カーエアコンのフロン回収を実施
025	○代替フロンについても、高い温室効果を有することから、関係法令に基づき適正な処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○代替フロン等の適正な処理を促進するため、業務用冷凍空調機器の管理者等に対して立入調査を実施
026	○ノンフロン製品の普及を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○オゾン層保護対策を推進するため、ポスター等によりノンフロン製品の普及を啓発
027	○フロン回収や破壊に係るチラシやポスター、パンフレット等の配布等により、普及啓発に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○オゾン層保護対策を推進するため、ポスター等によりオゾン層保護、地球温暖化対策に係るフロン類の適正な回収・処理について普及啓発
3 省エネルギー対策の推進			
028	○毎月5日を「エコライフデー」に設定し、日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーに関する意識の啓発を図るとともに、自主的実践活動を促進します。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動」においてエコライフデーを定め、月別のテーマに沿った実践活動を促進
029	○県や市町村、関係団体が連携して、アイドリングストップなどのエコドライブ運動を促進します。	地球温暖化対策室	○エコライフデーの月別テーマのうち、11月をエコドライブとし普及啓発を実施
030	○環境への取組を効果的・効率的に行うシステムであるISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステムの導入を促進します。	地球温暖化対策室	○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催
031	○県地球温暖化対策推進条例で規定される特定事業者に対して、提出が義務づけられている温室効果ガス排出抑制計画及び実施状況報告書について必要な指導や助言を行います。	地球温暖化対策室 管財課	○県内の特定事業者から提出された温室効果ガス排出抑制計画書及び実施状況報告書について、書類審査や現地調査等を実施 ○県庁舎、各地域振興局及び支庁等庁舎に設置してある空調機について、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を実施 ○県庁舎、各地域振興局及び支庁等庁舎に設置してある圧縮機7.5kw以上の空調機について、フロン排出抑制法に基づく定期点検を実施
032	○省エネ診断や設備投資に関する融資制度など温暖化対策に係る情報の提供を行います。	地球温暖化対策室	○省エネセミナー等のイベントやホームページで情報の提供を実施
033	○市街地の緑化の推進や省エネルギーに貢献する環境共生住宅の整備など環境にやさしいまちづくりを促進します。	住宅政策室	○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供
034	○省エネ家電やLED照明、高効率給湯器等の導入を促進します。	地球温暖化対策室	○「九州版炭素マイレージ制度（九州エコライフポイント）」により、省エネ製品の導入に対し、経済的インセンティブ（ポイント）を付与
035	○バス交通サービスの充実や在来鉄道の活性化、交通ターミナルのバリアフリー化により、利便性の高い多様な公共交通ネットワークを形成し、公共交通機関の利用を促進します。	交通政策課	○県内公共交通機関の利用促進に資するWebサイト「交通ナビかごしま」の運営 ○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や低床バスの導入など利用者の利便性向上策を実施 ○県においては、国の補助制度等を活用し、広域的・幹線的なバス路線の運行等や低床バスの導入に係る補助を実施 ○県内を運行する新幹線や観光列車及び沿線の魅力を発信する沿線ガイドマップ（英語版）を作成、配布 ○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通を運行 ○鉄道事業者によるバリアフリー化の取組を国や地元自治体と連携し支援
036	○事業者における温暖化対策を進めるため、クールビズ・ウォームビズの取組などを促進します。	地球温暖化対策室	○エコスタイル（クールビズ・ウォームビズ）等に取り組む事業所（CO2ダイエット作戦宣言事業所）の募集・登録を行い、宣言事業所に対して地球温暖化防止に係る情報提供等を実施
037	○LEDを使用した信号機の積極的な導入を促進します。	県警交通規制課	○LED式の信号灯器を積極的に導入（1,057灯整備）し、交通の安全と円滑化を推進するとともに、二酸化炭素の削減及び省エネルギー化を図った。
4 森林の整備・保全の推進			
(1) 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進			
038	○二酸化炭素の吸収源として森林の適切な保全・整備を図るため、間伐等の森林整備を通じて、二酸化炭素を吸収し、長期にわたって固定しうる森林づくりに努めます。	森林経営課	○森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため、間伐（2,820ha）、人工造林（783ha）等を実施
039	○公園緑地の整備等による都市地域の緑化に努めます。	都市計画課	○県内において都市公園の整備を進めるとともに、県管理の街路の緑化を実施
040	○間伐については、市町村を主体とした推進体制を整備し、間伐未実施林の解消や間伐材生産、間伐材利用を進めるとともに、地球温暖化防止に貢献する多様な健全な森林づくりに努めます。	かごしま材振興課	○公共施設の整備や公共土木事業等への間伐材利用を推進するとともに、県産材を使用した木造住宅の建設促進に取り組んだ。 ○健全で多様な機能を発揮する森林を育成するため、間伐（2,820ha）を実施
041	○県地球温暖化対策推進条例に基づき、森林整備等による二酸化炭素吸収量等を県が認証することにより、事業者や団体等における地球温暖化対策の取組を推進します。	森林経営課	○「かごしまCO ₂ 吸収量等認証制度」により、企業等が自ら行う森林整備活動に伴うCO ₂ 吸収量等を認証し、企業や団体等における地球温暖化対策の取組を推進
(2) 多様な健全な森林づくりの推進			
042	○計画的な森林の整備を推進するため、森林の立地条件や地域特性を踏まえ、長伐期施業や複層林施業、広葉樹林化など多様な健全な森林づくりを推進します。	森林経営課	○立地条件や地域特性に即した多様な森林づくりを推進するため、広葉樹林や針広混交林、長伐期林等へ誘導する施業を実施
043	○森林を社会全体で育てる取組として、「環境を育む企業の森林づくり事業」を推進します。	森づくり推進課	○森林づくりへの参画を希望する企業に対し、企画・立案等の助言・指導を実施
044	○人工林の計画的伐採や地域の特性に配慮した適地適木による伐採跡地の造林、集約的な保育・間伐を進めます。	森林経営課	○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、人工造林（783ha）や下刈（2,306ha）等を実施
045	○森林の適正管理と併せて保安林の指定の促進や治山施設の整備等を行い、水資源のかん養と災害に強い県土の形成を図ります。	森づくり推進課	○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに106ha指定 ○森林における開発行為が適正に行われるように、森林法に基づき17件の許可を実施
046	○ふれあいの森や生活環境保全のための保安林など森林利用施設の整備、都市近郊林や里山林など優れた自然景観の保全を図ります。	森づくり推進課	○雑木竹林の伐採整理（2市町、1,36ha）、マツへの薬剤の樹幹注入（8市町村、363本）を実施
047	○松くい虫被害の防止や野生鳥獣による農林業被害の防止を図ります。	森づくり推進課 自然保護課	○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布742ha、地上散布137ha、伐倒駆除等580㎡を実施 ○野生鳥獣による農林業被害を防止するために、有害鳥獣捕獲等を促進
5 国際協力等の推進			
048	○ボランディアや事業者等が行う国際協力に対して、情報提供などの支援を行います。	国際交流課	○JICA（国際協力機構）実施事業の広報
049	○環境の状況や環境保全技術について、情報収集や提供を推進します。	環境林務課	○令和元年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた令和2年版環境白書をホームページに掲載した。
050	○大気汚染や水質汚濁等に関する環境汚染物質モニタリングや分析技術に関し、中国や韓国、東南アジアを中心に技術者の派遣や研修生の受け入れ、環境情報の相互提供に努めます。	環境保全課	○令和2年度実績なし

051	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課	○新型コロナウイルス感染拡大に伴う渡航中止措置により中止
052	○酸性雨や光化学オキシダントについては、国や各県と連携してモニタリングを行い、実態把握や原因の解明など調査・研究を促進します。	環境保全課	○酸性雨が屋久島原生林の土壌、樹木に及ぼす影響について樹木衰退度調査、森林総合調査及び土壌モニタリング調査を実施した。
第2節 地球にやさしい循環型社会の形成			
1 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進			
(1) 一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進			
053	○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」等と連携しながら、マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）や3Rの取組を展開するなど、ごみの排出抑制等について、普及啓発を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○令和2年7月から通年で「マイバッグキャンペーン」を実施し、ポスター等配布により広報・啓発を行い、市町村、関係団体、事業者等にも協力を依頼するとともに、県内19企業963店舗の参加を得て、10月の強化期間中に2,237万枚のレジ袋を削減
054	○一般廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用を含め市町村と連携し、県民や事業者への普及啓発を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物全般の減量化やリサイクルの促進を目的とした「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」を開催し、廃棄物の減量化やリサイクル推進のための連絡調整、各種方策についての協議及び情報交換を実施
055	○容器包装リサイクル法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めるとともに、リサイクル関連施設の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○容器包装リサイクル法の円滑な運用を図るため、市町村に対し、第9期分別収集計画に基づく分別収集についての情報提供など、必要な助言を実施
056	○家電リサイクル法に基づき、対象となる家電4品目についてリサイクルを促進するとともに、離島地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。	廃棄物・リサイクル対策課	○家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望
057	○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理やリサイクルを促進するとともに、離島対策支援事業を活用し、離島における使用済み自動車のリサイクルを円滑に進めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業（公財自動車リサイクル促進センター）の円滑な運用を促進
058	○「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づき各種リサイクルについての確かな情報の把握に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法に基づく各種リサイクルについて情報収集を実施
059	○ごみの分別収集の徹底やリサイクル製品の購入、詰め替え商品の利用促進など、ごみ減量化やリサイクル等の推進に取り組みます。	廃棄物・リサイクル対策課	○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進
(2) 産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進			
060	○産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対して、排出抑制や減量化、リサイクルに関する産業廃棄物処理計画の作成を指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）147事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）30事業所が処理計画を策定
061	○産業廃棄物情報交換制度がさらに広く活用されるよう普及啓発を行い、事業者や処理業者間の活発な情報交換を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物情報交換制度は、所期の目的を果たしたことから、平成26年3月末で廃止した。
062	○産業廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の利用について普及啓発を行うことにより各種リサイクル製品の市場の拡大に努めます。	地球温暖化対策室 廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物の減量化やリサイクルを「地球環境を守るかごしま県民運動」において重点行動項目として定め、また、エコライフデーの1月、3月のテーマをごみ減量、3R運動と定めて実践行動を推進 ○産業廃棄物のリサイクル等を促進し、循環型社会の形成を推進するため、「かごしま認定リサイクル製品」認定制度を実施
063	○リサイクル関連企業の立地を促進します。		
064	○県の公共事業等から発生する産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。また、市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策がとられるよう要請します。	技術管理室	○「県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を平成5年4月から運用し、公共工事から発生する建設廃棄物の「発生の抑制」、「再利用の促進」、「適正処理徹底」を実施 ○国、県、市町村、建設業協会等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を県内12箇所設置し、建設副産物に関する情報交換等を実施 ○平成14年5月30日からの「建設リサイクル法」の全面施行に伴い、建設副産物の再資源化等を推進
065	○排出事業者や処理業者と連携し、食品リサイクル法の円滑な運用を図ります。	農政課（かごしまの食ブランド推進室）	○食品廃棄物の発生量が100トン以上の食品関連事業者の発生量等を把握
066	○産業廃棄物の排出事業者等が実施する施設の整備や研究開発に対し、県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業により助成を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設設備整備や研究開発を支援するため補助を実施（H17～H26） ○県産業廃棄物処理施設整備促進事業で中間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の整備等に係る取組の支援を実施（R元～）
067	○排出事業者が取り組む環境マネジメントシステムの導入を促進します。	地球温暖化対策室	○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催
2 廃棄物の適正処理の推進			
(1) 一般廃棄物処理の促進			
(1)-1 廃棄物処理体制の整備			
068	○県廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう引き続き、熱回収施設やリサイクルセンター、最終処分場など廃棄物処理施設の広域的な整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○県ごみ処理広域化計画に基づいて、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクルセンターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施 ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、広域的な廃棄物処理施設の整備を促進
069	○離島地域については、地域の実情に合わせて生ごみの堆肥化施設やダイオキシン類の削減対策が講じられた小規模焼却施設の島ごとの整備を促進します。	生活排水対策室 廃棄物・リサイクル対策課	○令和2年度公共下水道整備事業箇所数12市4町22箇所、供用開始箇所数12市5町24箇所 ○地域の実情に合わせて島ごとの整備の促進
070	○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法の規定に基づく基準に適合するよう燃焼管理の適正化や処理施設の改善、排ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定等について指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析し、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。
071	○し尿については、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備により適正な処理を図るとともに、堆肥化等への再資源化を図る汚泥再生処理センターの整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 生活排水対策室	○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、汚泥再生処理センターの整備を推進 ○令和2年度末汚水処理人口普及率83.0%
(1)-2 適正処理の推進			
072	○不法投棄防止に係る市町村の条例制定や先進事例について、情報を提供するなど支援に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○家電・自動車リサイクルの円滑な推進のため、市町村に不法投棄未然防止事業協力の公募の周知を実施
073	○地域において自主的な活動を行っている地域環境衛生団体の活動を支援します。	廃棄物・リサイクル対策課	○地区衛生組織指導者を中心に、地区の環境衛生上の諸問題の改善（地区診断）、衛生知識の水準の引き上げ（ブロック研修会）に取り組み、地域の環境衛生向上、地域衛生組織の育成を促進
(1)-3 普及啓発及び情報公開の推進			
074	○県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に対する負荷の軽減に努める自主的な活動を促進するため、県民や事業者、行政が一体となって省資源・省エネルギーなど地球環境の保全のための具体的な実践活動を推進する「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開や環境教育、環境学習を推進します。	地球温暖化対策室	○廃棄物の減量化やリサイクルを「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目として定め、また、エコライフデーの1月、3月のテーマをごみ減量、3R運動と定めて実践行動を推進
075	○一般廃棄物に関する排出量や処理状況等の情報を的確に把握し、広く県民に公開します。また、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民の信頼を確保し理解を得るため、積極的な情報公開を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○県内のごみ、し尿の排出処理の実態について、環境省の照会により、平成29年度一般廃棄物処理事業実態調査を実施（結果は環境省がホームページで公表）
(2) 産業廃棄物処理の推進			

(2)-1 産業廃棄物処理施設の整備促進		
076	○県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと、産業廃棄物処理施設の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 かごしまPR課 ○処理施設設置許可件数9件 ○焼酎粕の適正処理に向け、関係機関・団体と連携し、処理施設整備に係る情報提供、処理方法に係る技術的検証、適正処理の徹底に向けた周知等を実施
077	○産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、市町村との連携を図りながら、環境保全協定の締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施 事前協議完了35施設
078	○安定型最終処分場については、立地状況に地域的な偏りが見られることから、地域的なバランスにも配慮し、地元市町村長の意見を聴きながら整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議を実施することとしている。
079	○中間処理施設については、産業廃棄物の無害化や減量化、リサイクルを推進するために必要な施設であり、地元市町村長の意見を聴きながらその整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施。中間処理施設に係る事前協議完了35施設
080	○公共関与による管理型最終処分場の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○公共関与による管理型最終処分場「エコパークかごしま」は、平成26年12月に完成し、平成27年1月に開業
(2)-2 適正処理の推進		
081	○排出事業者に対する講習会や研修会等を通じて、処理基準の遵守を徹底するほか、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を継続するなど優良な処理業者の育成に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課 ○産業廃棄物適正処理講習会において、排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明 ○優良産廃処理業者を認定（112件）
082	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努め、最新の処理技術の普及を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 ○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努めた。
083	○不法投棄等の防止を図るため、排出事業者や処理業者に対し、マニフェスト制度の徹底を指導します。また、電子マニフェスト制度の推進を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 ○マニフェスト制度の周知徹底を図るため、各種講習会での説明を実施
084	○産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、「不法投棄110番」の運用や毎年11月の「不法投棄防止強化月間」の取組、不法投棄監視ネットワークの構築など市町村や関係団体、県民の協力の下に不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 ○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施 11月を不法投棄防止強化月間と定め、月間内に広報等により産業廃棄物の不法投棄防止に対する県民の意識高揚を図るとともに、関係部局、機関と連携して集中的な同監視パトロールを実施
085	○安定型最終処分場の設置者に対しては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を指導するとともに、定期的な水質検査を実施するよう指導します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○最終処分場に対して、監視指導を実施
086	○焼却施設の設置者に対しては、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう燃焼管理の適正化や処理施設の改善、排ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定について指導します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析し、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。
087	○産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、関係機関・団体との緊密な連携を図ることにより不法投棄など不適正処理の未然防止に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課 ○産業廃棄物の不適正処理、不法投棄の防止等について情報交換を6月に開催 各地域振興局及び支庁においても、産業廃棄物に係る情報収集を行うとともに、関係機関との情報交換、連携の強化のための連絡体制の整備を図った。
088	○不法投棄が発生した場合、行政指導を厳正に行うほか、改善命令や措置命令等の行政処分を的確に行います。	廃棄物・リサイクル対策課 ○不法投棄については、原状回復等、厳正に指導を実施 ○行政処分は2件 ○投棄者が不明の産業廃棄物不法投棄に対して、原状回復促進事業を実施1件
089	○産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の排出抑制設備等の導入助成やリサイクル技術の研究開発・事業化などを支援するとともに、排出抑制や減量化、再利用、リサイクルなど適正な処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○産業廃棄物の一層の排出抑制・リサイクルの促進、適正処理を図るため、産業廃棄物処理業者等に対する研修会を開催。研修回数：県内11箇所、受講者数：507人
090	○産業廃棄物の適正処理や有効利用など環境に配慮した産業の育成・創出を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○産業廃棄物情報交換制度は、所期の目的を果たしたことから、平成26年3月末で廃止した。
(2)-3 県外産業廃棄物の搬入抑制		
091	○県外産業廃棄物の県内への搬入については、県内完結型の産業廃棄物処理を推進する観点から、原則として認めないこととしています。	廃棄物・リサイクル対策課 ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱等に基づき事前協議を実施 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議承認件数116件
092	○項目削除	廃棄物・リサイクル対策課 ○項目削除
(2)-4 普及啓発及び情報公開の推進		
093	○産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い、必然的に発生するものであることから、産業廃棄物の処理の現状や施策等について県民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。	廃棄物・リサイクル対策課 ○産業廃棄物処理に係る先遣地視察の実施
094	○リサイクル製品の積極的な利用や消費拡大について、普及啓発を図ります。	地球温暖化対策室 ○環境物品の購入を「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目として定め、また、エコライフデーの1月、3月のテーマをごみ減量、3R運動と定めて実践行動を推進
095	○産業廃棄物処理施設の信頼性や安全性に対する県民の理解が得られるよう処理施設の設置や維持管理に関する情報を県民に公表します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○廃棄物処理法に基づいて県民に公開
3 海岸漂着物対策の推進		
096	○海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域やその内容、関係者の役割分担、相互協力に関する事項などを定めた海岸漂着物対策を推進するための計画（地域計画）を作成します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成24年3月に策定済み
097	○地域の実情に応じ、海岸管理者等は市町村との連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を2月に書面開催 ○「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」を活用し、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を実施
098	○海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力・連携を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 ○海岸漂着物対策のリーフレットを作成した。 ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を2月に書面開催
099	○産業廃棄物の不法投棄防止対策を徹底するとともに、排出抑制やリサイクル等を促進することにより、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 ○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施 ○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進
4 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備促進		
100	○薩摩川内市川永野地区において、公共関与により安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の整備を推進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○公共関与による管理型最終処分場「エコパークかごしま」は、平成26年12月に完成し、平成27年1月に開業
101	○管理型最終処分場の安全性などについて、関係自治会の方々の理解が得られるよう努めます。	廃棄物・リサイクル対策課 ○関係自治会への説明会や処分場現場視察、エコパークかごしま通信（平成26年度までは、環境整備公社だより）の配布等普及啓発活動を実施
102	○施設周辺の方々のよりよい生活環境の整備や地域活性化につながる施策など地域振興策に取り組みます。	廃棄物・リサイクル対策課 ○県道百次木場茶屋線について、整備中（うち搬入路(1.9km)は改良済) ○準用河川阿茂瀬川について、下流域から順次整備中
5 フロン対策の推進		
(1) フロン回収の促進		
103	○フロン回収・破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法の周知や円滑な運用を図り、業務用冷凍空調機器やルームエアコン、カーエアコン等のフロンの回収・破壊を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○フロン排出抑制法（平成27年4月施行）に基づき、令和2年度末現在、業務用冷凍空調機器関係の第一種フロン類充てん回収業者593業者が知事登録を受けて、フロンの充てん回収を実施 ○自動車リサイクル法（平成14年7月制定）に基づき、令和2年度末現在、フロン類回収業者98業者が知事の登録を受けて、カーエアコンのフロン回収を実施
104	○オゾン層保護に関する県民や事業者の意識の啓発を図るとともに、工場・事業場に対する指導を強化します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○オゾン層保護対策を推進するため、ポスター等によりオゾン層保護、地球温暖化対策に係るフロンの適正な回収・処理について普及啓発

(2) 脱フロン化の促進		
105	○金属製品等の洗浄剤などについて、脱フロン化を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○電子部品等の洗浄剤について、産業界の計画的な取組として、水や炭化水素などの代替物質への転換が図られている。
106	○グリーン購入などの取組を通じて、公共施設における脱フロン化を推進するとともに、家庭や民間施設についてもその促進を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 ○オゾン層保護対策を推進するため、ポスター等によりノンフロン製品の普及啓発。
第3節 自然あふれる癒しのかごしまづくり		
1 自然環境の保全・活用		
(1) 地域特性に応じた自然環境の保全		
(1)-1 原生的な自然、優れた自然の保全		
107	○自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進します。	森づくり推進課 ○11月21日に「九州森林(もり)の日」植樹祭を開催し、森林づくりを体験する機会を提供(県民が森林とふれあう「みどりの感謝祭」は中止) 自然保護課 ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年4回、「屋久島ガイドセミナー」を年1回実施 ○自然保護推進員50名を設置し、地域住民及び一般利用者に対する自然保護思想の普及高揚並びに自然の保護及びその適正な利用を指導するとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○希少野生動植物保護推進員69名を設置し、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護活動を図るとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○鳥獣保護管理員102名を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締り、一般住民及び狩猟者の指導、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施するとともに鳥獣保護員に対し研修を行い、資質の向上を図った。
108	○生物多様性の保全上極めて重要な原生的自然については、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域、国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図ります。	自然保護課 ○国立、国定、県立公園、自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき446件許可等(国立388件、国定30件、県立28件) ○奄美希少野生生物保護増殖検討会において、マングースの防除事業の結果やオオトラツグミ・アマミヤマシギ、アマミノクロウサギの保護増殖事業等について意見交換 ○県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し、自然環境保全地域等の保全・管理を実施
109	○自然災害やサンゴの捕食被害など非人為的に自然環境の劣化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施します。	自然保護課 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施(令和2年度オニヒトデ捕獲数 37匹)
110	○生物多様性保全の観点から、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」に指定された湿地や草地などの保全を図ります。	自然保護課 ○ラムサール登録湿地である屋久島町の永田浜、薩摩川内市の鶴牟田池はそれぞれ自然公園に指定されており、法令の適切な運用により保全
111	○「平成22年度自然公園ふれあい全国大会」が霧島市等で開催されたことを契機に、本県の豊かな自然について情報発信するとともに、県民と自然のふれあいや自然環境の保全を推進します。	自然保護課 ○ホームページ等を活用して本県の自然公園に関する情報を発信した。
(1)-2 身近な自然の保全		
112	○計画的な森林の整備を図るとともに、地域の特性に応じた育成単層林施業や育成複層林施業等により多様な森林づくりに努めます。	森林経営課 ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐(2,820ha)や人工造林(783ha)等を実施
113	○緑の募金活動を促進し、森林整備や緑化に努めます。	森づくり推進課 ○緑の募金を実施する団体として、(公財)かごしまみどりの基金が指定されており、緑の募金を活用し、ボランティアによる森林整備活動への支援、学校、公共施設、街路の緑化資材への支援、緑の少年団の育成等を実施
114	○水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な森林施業を促進します。また、松くい虫等による森林被害を防止し、森林の保護を図ります。	森づくり推進課 ○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに106ha指定 ○予防対策として薬剤の空中散布を742ha、地上散布を137ha、駆除対策として伐倒駆除等580㎡を実施 ○環境の森林において、公益的機能を発揮させるため、間伐を実施(搬出間伐:2.12ha)
115	○地域特性に応じて、雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて、農地、森林等を維持・管理し、併せて農業・林業を振興する担い手の確保に努めます。	農地整備課 ○畑地帯総合整備事業の担い手育成型を27地区、担い手支援型を66地区、経営体育成基盤整備事業を19地区で実施 森林経営課 ○県林業労働力確保支援センター事業として、県内一円の林業事業者に対する相談・指導を実施。また、中核的な現場技能者となる林業作業士の養成(92名)等を実施
116	○条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。	農村振興課 ○中山間地域等において、中山間地域等直接支払交付金を活用し、協定に基づく農業生産活動の維持に向けた取組を推進(R2年度協定締結面積7,055ha) ○日本型直接支払制度や簡易な整備が可能な農地耕作条件改善事業の活用などにより、荒廃農地の再生利用や発生防止を推進(再生利用が可能な農用地域におけるR2年度解消面積:216ha) 経営技術課 ○集落営農の組織化・法人化を推進するための研修会の開催
117	○砂浜・干潟、藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。	水産振興課 ○漁場周辺の環境を維持・浄化するため、県内各地で藻場・干潟の保全活動や海岸・海浜への漂着物の除去や監視活動を支援
118	○長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全に努めます。	地球温暖化対策室 ○自然環境の保全を「地球環境を守るかごしま県民運動」において重点行動項目と定めて実践行動を推進 農村振興課 ○都市住民等に棚田保全活動への参加を促すため、棚田カード等を作成・配布するなど関連情報を広く発信 ○住民組織が行う棚田保全活動を支援するため、人材育成研修会を開催するとともに、保全活動に要する経費の一部を13組織に助成 ○指定棚田地域の指定に向けた取組を支援 ○農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上に取り組む、水土里サークル活動を展開する40市町村の624組織に対して、多面的機能支払交付金、22億余万円を交付(取組面積:約4万5千ha)
119	○奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を促進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。	大島支庁総務企画部 ○各関係者(国・県・市町村・関係団体)が一体となって協議を行い、必要な対策を積極的に推進するために奄美地域及び大島本島地区の赤土等流出防止対策協議会を開催した。 ○管内関係業者等に対する広報・啓発として地元マスメディアの活用やリーフレット等の作成・配布及び学習会の開催、市町村、関係団体と合同優良事例研修・検討会を実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。 農地整備課 ○県営畑地帯総合整備事業等の工事の際には、土砂流出防止対策要綱に基づき、各種対策を実施
(1)-3 世界自然遺産屋久島の保全		
120	○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	自然保護課 ○屋久島町が制定した「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例」に基づき、平成29年3月から世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金を導入した。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかけるポスターやのぼり旗を作成するとともに、「携帯トイレパンフレット」を11,000部作成・配布

121	○多様で豊かな自然を有する世界自然遺産候補地の奄美群島と相互に連携を図り、「世界遺産」をキーワードにした地域の活性化に努めます。	自然保護課	○世界自然遺産登録候補地の奄美地域のまち歩き団体等と会議を行い連携を深めた。
(1)-4 世界自然遺産の候補地奄美群島の保全			
122	○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、世界自然遺産登録の早期実現を目指して、気運の醸成など、地元と一体となって取り組みます。	自然保護課	○奄美の世界自然遺産登録に向け、希少種保護・外来種対策、地元住民に対する普及啓発、観光客増加に伴う過剰利用対策、「公共事業における環境配慮指針」の段階的運用等を実施
123	○希少野生動植物の保護対策、自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めます。	技術管理室	○希少野生動植物の保護対策や自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めた
124	○国の計画等と整合を図りながら、自然環境の保全に努めます。	自然保護課	○環境省・林野庁と共同で「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会」等を開催
(2) 多彩な自然環境の活用			
(2)-1 自然とのふれあいの場の確保			
125	○生物多様性の保全上極めて重要なまとまりのある自然については、生態系研究の拠点として、あるいは適正な管理のもとで、生物多様性が命と暮らしを支えていることや外来種などにより生態系が危機に瀕していることなどについての自然体験・環境学習の場として利用します。	自然保護課	○「屋久島自然文化体験セミナー」(年4回)等を実施 ○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターと連携し、自然観察会等を実施
126	○野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点から見て優れている自然については、必要に応じて基盤的な施設の整備を行い、野生生物とのふれあいの場などとして活用します。	観光課	○自然とのふれあいを促進するため、始良市(重富海岸)で遊歩道等を整備
(2)-2 自然を活かした地域づくり			
127	○多面的機能を有する里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。	農村振興課	○都市住民等に棚田保全活動への参加を促すため、棚田カード等を作成・配布するなど関連情報を広く発信 ○住民組織が行う棚田保全活動を支援するため、人材育成研修会を開催するとともに、保全活動に要する経費の一部を13組織に助成 ○指定棚田地域の指定に向けた取組を支援 ○農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上に取り組む、水土里サークル活動を展開する40市町村の624組織に対して、多面的機能支払交付金、22億余万円を交付(取組面積:約4万5千ha)
128	○農山漁村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進します。	農村振興課	○グリーン・ツーリズムによる都市農村交流を促進するため、都市住民等の受入態勢の充実・強化を推進
		観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信
129	○自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいの中、自然を学ぶエコツーリズムなど本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。	自然保護課	○奄美群島においてエコツーリズムを推進するために、群島全体での会議や各島での会議が開催された。 ○平成29年1月に「奄美群島エコツアーガイド認定制度」が創設された。また、エコツアーガイドの育成事業等が実施された。
		観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信
130	○本県の恵まれた自然環境や希少な野生動植物など豊かな自然を活用したエコツーリズムや森林・海洋療法などの「癒し」、里地里山での暮らしなど、「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報発信します。	自然保護課	○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を開催し、プランに基づく取組状況や今後の計画について協議を実施 ○「奄美群島エコツーリズム全体構想」が国により承認(平成29年2月)
132	○NPOとの協働による総合的な環境保全活動に取り組めます。	自然保護課	○奄美の希少野生生物の盗採に対する取組を強化するため、平成23年度に地元自然保護4団体と奄美群島希少野生生物保護対策協議会で、希少野生動植物の保護に関する協定を締結した。平成28年度は合同パトロールを実施
133	○漂流・漂着ごみ対策など美しい海岸や水辺環境の保全・再生に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)」を活用し、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を実施
134	○ジオパークを生かした地域の取組及び世界ジオパークの認定に係る取組については、必要に応じ国や市町村を支援します。	地域政策課	○霧島ジオパークの世界認定に向けて、関係市町等で構成する霧島ジオパーク推進連絡協議会が行う世界ジオパークの認定に必要な取組に対し、負担金を交付
(2)-3 屋久島環境文化村構想の推進			
135	○屋久島環境文化村構想の推進に当たっては、県や屋久島環境文化財団が進行管理する役割を果たすと同時に、社会情勢に対応しつつ事業の弾力的な実施に努めます。	自然保護課	○屋久島環境文化村センター入館者35,225人、研修センター入館者2,794人
136	○屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センター等の屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かしたトレッキングやウミガメ観察、ボンカン収穫、各集落の伝統芸能の鑑賞等による自然体験型環境学習やエコツーリズムを促進します。	自然保護課	○自然体験型環境学習である「屋久島自然文化体験セミナー」を年4回実施
137	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課	○新型コロナウイルス感染拡大に伴う渡航中止措置により中止
(2)-4 奄美群島自然共生プランの推進			
138	○奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である奄美群島自然共生プランに基づき、奄美群島自然共生プラン推進本部会議等を通じて自然共生ネットワークの形成を促進します。	自然保護課	○奄美群島自然共生プラン推進本部会議が年1回開催され、意見交換等を実施
139	○自然生態系の現状調査・研究の推進や重要地域の保全等のための取組の推進、登録に向けた合意形成等の促進など世界自然遺産登録に向けた取組を促進します。	自然保護課	○奄美の世界自然遺産登録に向け、希少種保護・外来種対策、地元住民に対する普及啓発、自然保護上重要な地域における利用ルールの運用、「公共事業における環境配慮指針」の段階的運用等を実施
140	○エコツーリズムや奄美のブランドの創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。	観光課	○奄美群島では、地域資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、大和村や与論町等で観光施設の整備を実施
141	○オニヒトデ駆除などサンゴ礁や希少野生動植物の保全対策、自然再生の検討などにより、自然環境保全対策を推進します。	自然保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施(令和2年度オニヒトデ捕獲数37匹) ○奄美群島における鳥獣保護区の指定等については、第12次鳥獣保護事業計画に基づき進めており、令和2年度未現在、県では、23箇所約4,826ha(群島面積の3.9%)の鳥獣保護区を指定 ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施
(3) 生物多様性の保全			
(3)-1 生物多様性の確保			
142	○本県の生物多様性の現状について、関係機関等と連携しつつ把握に努めるとともに、その保全や持続可能な利用に関する目標、講ずべき施策等について検討を進めます。	自然保護課	○「生物多様性鹿児島県戦略」に基づく各施策の実施 ○生物多様性鹿児島県戦略推進会議の開催
143	○生物多様性を地域社会に浸透させるため、NPOと連携した普及啓発に努めます。	自然保護課	○徳之島のNPO法人と連携して、枯損木等に着生する希少なランを保護するため、移植マニュアルを作成し、県希少野生動植物保護推進員等に向けた普及啓発を実施

144	○外来種対策については、個別の種ごとの調査等により生息状況や生育環境の把握に努めるとともに、必要に応じて防除対策を講じます。	自然保護課	○鹿児島県アライグマ防除実施計画に基づき、普及啓発を実施 ○「鹿児島県外来種対策検討委員会」の開催 ○「鹿児島県外来種リスト」「鹿児島県侵略的外来種番付表」「外来種パンフレット」「外来種番付表ポスター」による普及啓発 ○「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」の施行 ○「指定外来動植物被害防止基本方針」の策定 ○条例に基づく指定外来動植物を6種指定（累計で20種指定） ○防除マニュアルの作成
145	○奄美地域や鹿児島市喜入地区において生態系への影響が危惧されているマングースなどの外来種については、関係機関と連携しながら防除対策を進めます。	自然保護課	○鹿児島県マングース防除実施計画に基づき、普及啓発を実施 ○「鹿児島県外来種対策検討委員会」の開催
146	○サンゴ礁を保護するため、オニヒトデやシロレインシガイダマシの駆除、赤土等流出防止対策に努めます。	大島支庁総務企画部	○各関係者（国・県・市町村・関係団体）が一体となって協議を行い、必要な対策を積極的に推進するために奄美地域及び大島本島地区の赤土等流出防止対策協議会を開催した。 ○管内関係業者等に対する広報・啓発として地元マスメディアの活用や流出防止啓発グッズの作成・配布及び学習会の開催、市町村、関係団体と合同優良事例研修・検討会を実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。
		自然保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施（令和2年度オニヒトデ捕獲数 37匹）
(3)-2 野生動物の適切な保護			
147	○県レッドデータブックを活用し、希少野生動物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努めます。	自然保護課	○改訂版県レッドデータブックを発行（平成28年3月）
148	○野生動物の生息・生育環境を確保するため、生息地等保護区や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。	自然保護課	○第12次鳥獣保護事業計画（平成29年度から令和3年度までの5か年間）に基づき、鳥獣保護区を指定。令和2年度末現在の鳥獣保護区は132箇所、70,207ha ○ヤマシギと酷似し、誤認捕獲される恐れがあるアマミヤマシギの保護増殖を図るため、昭和49年から規制している奄美市及び大島郡一円におけるヤマシギの捕獲禁止期間を延長（H26.11.1～R6.10.31）
149	○ニホンジカなど著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を促進します。	自然保護課	○特定鳥獣（ニホンジカ、ヤクシカ、イノシシ）の適切な保護管理を行うためのモニタリング調査を実施
150	○天然記念物や絶滅のおそれのある野生動物については、文化財保護法、鹿児島県文化財保護条例や絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律、県希少野生動物の保護に関する条例を適正に運用し、保護を図ります。	自然保護課	○指定希少野生動物を45種指定し、捕獲、採取等を禁止するとともに、普及啓発パンフレットを作成、配布
		文化財課	○国指定天然記念物49件、県指定天然記念物49件の天然記念物の保護・保全を図るとともに、県文化財保護指導委員（30人）を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視
151	○県希少野生動物の保護に関する条例の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動物の指定、野生動物の生息状況調査などを行うほか、希少野生動物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。	自然保護課	○県希少野生動物保護推進員69名（うち専任27名）を配置し、希少野生動物の生息状況等調査や盗採防止等の保護監視活動を実施した。
152	○奄美群島における野生動物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生動物保護センターの活用や貴重な野生動物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。	自然保護課	○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生動物保護センターとの連携により、自然観察会や自然に関するミニ講座等を開催した。
153	○傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。	自然保護課	○県民により保護された傷病野生鳥獣に対し適切な治療を行った。（令和2年度の保護実績は 153件）
154	○野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成20年環境省）」等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、野鳥の感染状況の把握や調査、監視、情報収集に努めます。	自然保護課	○庁内関係課で構成する「野鳥における鳥インフルエンザ関係庁内連絡会」を設置し、発生時の連絡体制及び各課の対応等について協議を行った。 ○平成26年7月に県と鹿児島大学が動物疾病制御等に関する包括協定を締結 ○令和2年度は、高病原性鳥インフルエンザが検出されたことから、感染拡大防止のため、検出地点周辺を中心に監視体制を強化した。
155	○各学校における教育活動や県民への広報活動、研修等を通じ、自然保護や野生動物保護活動の普及を推進します。	自然保護課	○愛鳥週間作品コンクールを実施し、優秀作品を表彰（第54回 877点応募） ○児童・生徒に愛鳥週間の普及啓発を図ることを目的とし、愛鳥モデル校を指定（令和2年度未現在7校）し、双眼鏡、図書等の配布や県からの助言・指導を行った。
		義務教育課	○総合的な学習の時間等で、地域の実態に応じて自然保護や野生動物保護に関する体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導
156	○鳥獣による農作物や生態系への被害等については、必要に応じて有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置に加え、追い払いや放任果樹の伐採など鳥獣を集落に寄せ付けない地域ぐるみの取組を促進します。	農村振興課	○国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、市町村における有害鳥獣の捕獲（40市町村）、侵入防止柵の整備（22市町村）等を支援するとともに、モデル集落（2地区）における研修会や地域へのアドバイザー派遣等を実施
		自然保護課	○第二種特定鳥獣管理計画（ヤクシカ、ニホンジカ、イノシシ）で、ヤクシカ、ニホンジカ、イノシシの猟期1.5ヶ月延長を実施
		水産振興課	○のり被害防除対策事業により、カモによる食被害を防ぐための防除網200面設置に係る費用を補助
157	○出水地方に渡来するツルや県内の海岸に上陸するウミガメ、霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進します。	自然保護課	○ウミガメ保護監視員設置の15市町村に対して補助金を交付 ○ウミガメ実態調査において上陸回数等を調査（R2年度：3,640回） ○県ウミガメ保護対策連絡協議会を書面開催 ○「特定地域鳥獣保護管理事業」により、飛来したツルの集中化の改善や農作物被害の軽減を図った。なお、令和2年度の出水平野への飛来数は17,315羽であった。 ○関係機関と連携して防獣ネットの維持補修や自生地パトロールを行うなど、ノカイドウの保護対策を実施
(3)-3 野生動物の生息・生育環境の確保			
158	○各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生動物の生息に配慮し、ビオトープ（野生動物が生息できる空間）の復元など野生動物の生息・生育環境の確保を促進します。	農地整備課	○用排水路整備等において、希少動物の生息状況等の調査を実施
		かごしま振興課	○奄美地域における林道事業において、希少動物の生息状況等の調査を実施
159	○魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを促進します。	農地保全課	○農業用河川工作物（井堰）の整備を6地区で実施しているが、それに伴い、魚類の遡上が妨げられることから、多段式、スロープ式魚道の整備を検討している。
		河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川（奄美市）等で実施
2 県民参加の森林づくりの推進			
160	○森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を提供するとともに、森林環境教育を推進し、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。	森づくり推進課	○「九州森林（もり）の日」植樹祭を開催し、県民が森林づくりを体験する機会を提供するとともに、森林や林業に関する学習・体験活動を支援（36団体5,233人参加）
		森林技術総合センター	○小中学校及び高校等の児童・生徒を対象に森林環境教育を実施（17校 1,050人）
161	○地域住民をはじめ、森林ボランティアや事業者など多様な主体による森林づくりを進めます。	森づくり推進課	○企業による森林づくり推進の支援（支援指導10社）や森林ボランティアの活動支援（中止）、ボランティア研修を実施（165人）

162	○森林環境税を活用して、間伐等の森林整備や地域特性を活かした森林づくり、里山林の機能回復など県民参加の森林づくりを推進します。	かごしま材振興課 森づくり推進課	○健全な森林を育成するため、間伐等の森林整備や作業道の開設等の基盤整備を実施（間伐等の実施：412ha、作業道等の開設：97km）するとともに、里山林の景観整備を実施（2市町、1.36ha） ○地域特性を生かした森林整備を実施（3箇所3市）
163	○県民参加による森林づくりを促進するための基盤づくりを進め、林業実践活動や森林ボランティア活動を支援します。	森づくり推進課	○森林ボランティア・フィールド提供者の登録状況は、個人登録2,353名、団体登録33団体、フィールド登録86箇所
3 緑の空間の保全・整備			
(1) 緑の空間の保全			
164	○都市近郊や里山の森林など地域に親しまれ地域全体で維持していくことが必要と認められる緑については、適正な整備・保全に努めます。	森づくり推進課	○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大を実施 ○森林所有者等が行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援（1団体） ○地域特性を生かした森林整備を実施（3箇所3市）
165	○沿道に隣接した森林を整備し、修景緑地帯として活用します。	森づくり推進課	○雑木竹林の伐採整理（2市町、1.36ha）、マツへの薬剤の樹幹注入（8市町村、363本）を実施
166	○地域における名木・古木・鎮守の森等は、樹木医の活用等により適切な保全を促進します。	森づくり推進課	○樹木医を活用した保存樹の適切な保全について指導
(2) 緑化の推進			
167	○県内各地において、地域の特性を活かした公園や緑地等の整備を進め、みどりの交流空間づくりを促進します。	森づくり推進課	○地域特性を生かした森林整備を実施（3箇所3市） ○森林所有者等が行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援（1団体）
168	○緑が減少している地域や美しい景観が失われつつある地域について、積極的な緑化と景観整備を進め、地域にふさわしい快適なみどりの県土づくりを促進します。	観光課	○令和元年度は事業なし
169	○都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。	都市計画課	○県内において都市公園等の整備を促進
170	○庁舎や公営住宅など公共施設の緑化を積極的に推進します。	建築課 住宅政策室 管財課	○県有施設敷地内に植栽を実施し、管理した。 ○県営住宅敷地内への植栽・管理 ○県庁舎敷地内の樹木・草木を管理 ○各地域振興局・支庁庁舎についても、県庁舎と同様、樹木・草木を管理
171	○公共施設の緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	都市計画課	○都市公園等の整備に当たっては、地域に適した樹種（郷土産樹種）を選定し、植栽を実施
172	○県民や事業者、県、市町村等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。	森づくり推進課	○県民の緑化思想の普及・啓発を推進
173	○公益財団法人かごしまみどりの基金との連携などにより、県民参加の森林づくりを推進します。	森づくり推進課 森づくり推進課	○緑の少年団（69団、1,455人）、森林ボランティア（個人2,353名、団体33団体）の育成、活動の支援 ○緑の少年団（69団、1,455人） ○11月21日に「九州森林（もり）の日」植樹祭を開催し、森林づくりを体験する機会を提供（県民が森林とふれあう「みどりの感謝祭」は中止）
174	○グリーンマスター（みどりの指導員）の育成・確保を図ります。	森づくり推進課	○グリーンマスター（みどりの指導員）の育成・確保を図った。
4 水辺空間の保全・整備			
(1) 水辺空間の保全			
175	○渚、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とします。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川（奄美市）等で実施
176	○特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川（奄美市）等で実施
(2) ふれあい機会の充実			
177	○水辺空間を動植物と親しまむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。	河川課	○親水性に富む河川の整備を図るため、令和2年度までに28箇所において親水護岸を整備
178	○ウォーターフロントを整備し、水と親しまむ場として充実します。	港湾空港課	○令和2年度は事業なし
179	○緑化護岸や自然石護岸、遊歩道等を整備し、道路緑地や公園緑地など緑の空間とのネットワーク化を図ります。	砂防課 農地整備課	○溪流保全工等に自然石護岸を実施 ○令和2年度は事業なし
180	○県内の名水、滝及び渓谷などを広く県民に紹介するとともに、ふれあい施設など周辺環境の整備などに努めます。	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信 ○水辺の自然とのふれあいを促進するため、南大隅町（雄川の滝）で遊歩道等を整備
181	○都市公園における親水広場など親水施設の整備を促進します。	都市計画課	○北薩広域公園において自然観察池としての整備を実施済
183	○河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川（奄美市）等で実施
184	○海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○令和2年度は事業なし
185	○湖沼については、その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに、水辺空間の整備を促進します。	河川課	○令和2年度は事業なし
186	○港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については親水性に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。	港湾空港課	○港湾利用者、地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地等2地区を整備
187	○漁港については、地域の特性に応じた親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や、漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調型漁港づくりを推進します。	漁港漁場課	○平成26年度は、垂水市海潟漁港において、防波堤基礎工L=44mを整備 ○平成27年度以降は、実績なし
5 景観の形成			
(1) 自然景観の保全			
188	○地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観や河川景観、農村景観、海岸景観などの自然景観の保全に努めます。	農村振興課 砂防課	○都市住民等に棚田保全活動への参加を促すため、棚田カード等を作成・配布するなど関連情報を広く発信 ○住民組織が行う棚田保全活動を支援するため、人材育成研修会を開催するとともに、保全活動に要する経費の一部を13組織に助成 ○指定棚田地域の指定に向けた取組を支援 ○農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上に取り組む、水土里サークル活動を展開する40市町村の624組織に対して、多面的機能支払交付金、22億余万円を交付（取組面積：約4万5千ha） ○砂防事業を実施する箇所においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進

189	〇都市地域における良好な自然景観を有している土地については、適正に保全するとともに、必要に応じて風致地区等の指定を検討します。	都市計画課	〇鹿児島市及び伊佐市の風致地区内において建築物の建築等を条例で規制
(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成			
190	〇「明治日本の産業革命遺産」の次世代への継承に向けた普及啓発、世界遺産価値の理解増進・情報発信に取り組みます。	世界文化遺産課	〇「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の管理保全、世界遺産登録5周年を記念した世界遺産現地学習会（バスツアー）やクイズラリー等のイベント開催やシンポジウム開催など県内構成遺産を次の世代へ引き継ぐという県民意識を醸成するための普及啓発や理解増進・情報発信の取組を行った。
191	〇歴史的遺産を活用し、周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。	世界文化遺産課	〇管理保全・活用に係るシンポジウムの開催のほか、鹿児島市等と連携して策定した「集成館地区修復・公開活用計画」に基づき、県内構成遺産の保全管理に取り組んでいるところである。
		地域政策課	〇市町村に対し、「歴史まちづくり法」の内容・活用法等についての情報を提供
		文化財課	〇4市(南さつま市、南九州市、薩摩川内市、出水市)において、伝統的建造物群保存地区での修理・修景事業等を実施している。
(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成			
192	〇良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めた県景観条例等に基づき、本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進します。	地域政策課	〇本県の特徴を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、「鹿児島県景観条例」に基づき、景観形成の普及啓発のための景観学習や「かごしま・人・まち・デザイン賞」等を実施。また、景観形成の実践活動への支援としての景観アドバイザーの派遣などを実施
193	〇都市地域において、周辺景観との調和に配慮し、良好な市街地環境の形成を図るため、必要に応じ、地区計画等の指定を検討します。	都市計画課	〇鹿児島市及び鹿屋市において、地区計画を決定
194	〇屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い、街の美観の形成を促進します。	都市計画課	〇独自の条例を持つ鹿児島市・指宿市を除く県内全域が、屋外広告物の表示等の禁止地域若しくは許可を要する地域であり、規制・誘導を推進
195	〇風力発電施設の設置については、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン(平成21年12月)」に基づき、良好な景観の保全に努めます。	エネルギー政策課	〇風力発電施設の設置について、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」を運用し、良好な景観の保全に努めた。
(4) 各種事業による景観の形成			
196	〇市町村による個性あるまちづくりや街並保存、地域特有の街路並木づくりなど景観の形成を促進します。	道路維持課	〇令和2年度は事業なし
		地域政策課	〇市町村等の景観づくりや計画づくりに対し、まちづくりや環境等の専門家を景観アドバイザーとして派遣
197	〇市町村における景観計画策定への助言等のほか、景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。	地域政策課	〇景観計画策定に必要な情報やノウハウを学習する全体研修会を開催したほか、景観アドバイザーを派遣し各市町村の景観計画の策定を含めた景観行政に係る現状や課題について助言を実施
198	〇みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を推進します。	森林経営課	〇多様な森林を育成するため、間伐(2,820ha)等の森林整備を実施
199	〇電線類の地中化事業を推進し、景観対策を図ります。	道路維持課	〇鹿児島東市来線等で整備
6 大気環境の保全			
(1) 環境基準の達成維持			
200	〇大気汚染の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図るとともに、平成21年9月に環境基準に設定された微小粒子状物質(PM2.5)についても、監視体制の整備を行います。	環境保全課	〇県内20測定局(鹿児島市調査分を含む)において常時監視を行った。二酸化硫黄、光化学オキシダントについては、桜島の火山活動や大陸からの越境大気汚染等の影響により環境基準を達成できない測定局があったものの、その他は環境基準を達成しており全体としては、前年度までと同様な状況であった。 〇微小粒子状物質(PM2.5)については、令和2年度末現在、11測定局(鹿児島市設置分を含む)に自動測定機を整備し、常時監視を実施した。
		環境保健センター	〇大気汚染防止法に基づき、県内の大気測定局においてPM2.5の質量濃度測定を実施 〇サンプリングを用いて微小粒子状物質(PM2.5)を採取し、成分分析(イオン成分、無機元素及び炭素成分)を実施
201	〇光化学オキシダントによる大気汚染に対しては、県光化学オキシダント緊急時措置要綱に基づき、注意報の発令など緊急時の措置を迅速かつ適切に行います。	環境保全課	〇光化学オキシダントに係る注意報を令和元年5月24日に発令した。 〇関係各課及び発令地域対象市町を対象とした要綱の運用に関する説明会の開催した。 〇緊急時の情報伝達手順の確認及び関係職員の習熟を図るため、情報伝達訓練を実施した。
202	〇PM2.5及び光化学オキシダントに係る高濃度現象については、国や九州各県と連携して監視体制、情報連絡体制を整備するとともに、調査研究を進めます。	環境保全課	〇「有害大気汚染物質観測及び緊急時対策の体制整備に関する取組方針」に基づき、監視体制や情報連絡体制を整備
		環境保健センター	〇他自治体と連携し、情報の共有化を図るとともに、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの高濃度現象の解析を実施
(2) 工場・事業場対策			
203	〇大気汚染防止法や県公害防止条例等に基づき、ばい煙の排出基準監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。	環境保全課	〇ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び水銀排出施設の立入検査(31施設)を実施するとともに、ばい煙発生施設の排出基準監視調査(7施設)を実施した。
204	〇燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換などばい煙発生抑制対策を促進するとともに、ばい煙等の防止技術の周知徹底を図ります。	地球温暖化対策室	〇「地球環境を守るかごしま県民運動」において、事業所での燃料使用量の削減を重点行動項目として定めて実践行動を推進
		環境保全課	〇大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者の指導を行った。
205	〇建築物等の解体に伴うアスベスト飛散防止を図るため、大気汚染防止法に基づき指導に努めます。また、一般環境におけるモニタリングを引き続き実施します。	環境保全課	〇特定粉じん排出等作業実施届出箇所への立入検査(20件)を実施した。 〇県内5地点(鹿児島市調査分を含む)において、一般環境におけるモニタリング調査を実施した。
206	〇建築物等のアスベスト使用状況の把握に努めるとともに、除去や飛散防止の徹底を図ります。	環境保全課	〇関係各課、鹿児島労働局、鹿児島市等と構成するアスベスト関係機関連絡会議において、建築物などのアスベスト使用状況等を取りまとめ、県ホームページで公表した。 〇届出書提出時及び立入検査時に、飛散防止等についての指導を実施した。
(3) 自動車排出ガス対策			
207	〇交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備、交差点の改良、地域の状況に応じた立体化など交通対策に努めます。	道路建設課	〇幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備等を実施
		県警交通規制課	〇円滑化対策として制御機の更新、感知機の更新、信号秒数の調整を実施した。
208	〇トラックターミナルの設置等による物流の共同化や帰荷の確保など物流の効率化を促進します。	交通政策課	〇国土交通省において実施された「モーダルシフト等推進事業」が有効に活用されるように、運送事業者、荷主等に対して周知を行った。
209	〇公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。	地球温暖化対策室	〇関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島県都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島県都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、自動車・バイク通勤者を対象とした毎週水曜日のバス・市電の運賃を割引く「エコ通勤特別割引制度」を実施 「エコ通勤」ポスターやリーフレットを作成し、公共交通機関等の利用促進策を実施
		交通政策課	〇県内公共交通機関の利用促進に資するWebサイト「交通ナビかごしま」の運営 〇各バス事業者において、運行ダイヤの改善や低床バスの導入など利用者の利便性向上策を実施 〇県においては、国の補助制度等を活用し、広域的・幹線的なバス路線の運行等や低床バスの導入に係る補助を実施し、国においては、低公害車の導入に係る補助を実施 〇一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通を運行

210	○自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど監視体制の充実を図ります。	環境保全課	○自動車排出ガス測定局2局（鹿児島市調査分を含む）で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施した。
211	○市町村や関係団体とも連携して、エコドライブを推進するなど県民の自主的活動による大気汚染防止の取組を促進します。	地球温暖化対策室	○エコライフデーの月別テーマのうち、11月をエコドライブとし普及啓発を実施
212	○公的機関における電気自動車等のグリーンエネルギー自動車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。また、県の公用車の更新の際は、小排気量車への転換や低公害車の導入に努めます。	地球温暖化対策室	○県自らが低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進
213	○市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。	管財課	○低公害車6台を購入した。
		都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて植樹帯・植樹ますを整備
(4) 桜島火山ガス対策			
214	○桜島の火山活動により排出される二酸化硫黄等の大気汚染物質について、周辺環境濃度の監視を継続するとともに、情報の提供を行います。	環境保全課	○鹿児島市が桜島支所、赤水、有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄については赤水局、有村局、黒神局で環境基準を達成できなかった。それ以外の項目については、全て環境基準を達成していた。
7 水・土壌環境の保全			
(1) 水循環の確保			
215	○森林・農地の水源かん養機能の維持・向上を図るため、里地里山の適切な保全・整備を図ります。特に、森林については、保育・間伐等の計画的な実施により、保水力の高い森林づくりを推進します。	森林経営課	○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐(2,820ha)や人工造林(783ha)等を実施
216	○水道水源として安全性を確保するため、汚濁発生源対策を促進します。	環境保全課	○延べ281回の監視指導を実施し、23件の改善勧告等の行政指導を実施した。
217	○工場・事業場における節水など水使用の合理化対策を促進します。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、事業所における水道代の削減を重点行動項目と定めて実践行動を推進
218	○公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を促進します。	建築課	○令和2年度は、県有施設における実施事例なし
219	○各種の啓発活動の実施により、家庭における節水意識の高揚を図ります。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、エコライフデーの8月のテーマを「環境にやさしい住まい方(節水)」として、実践活動を促進
220	○主に都市地域において透水性舗装や雨水浸透ますの設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。	都市計画課	○雨水浸透ますについて、事業主体である市町村等に対して助言
221	○地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。	環境保全課	○令和元年度は新たな地盤沈下や塩水化の発生事例の報告なし
(2) 公共用水域・地下水の保全			
(2)-1 公共用水域			
222	○公共用水域（河川、湖沼、海域）の常時監視を実施し、水質の環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	○環境基準類型指定水域の37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の11河川1湖沼（鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む）について水質調査を実施した結果、健康項目については102地点全てが環境基準を達成した。生活環境項目については71水域のうち8水域で環境基準を達成していないが、例年とほぼ同様の水準を維持しており、おおむね良好であった。
223	○新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。	環境保全課	○これまでに、37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域でBOD又はCODの類型指定、4湖沼4水域、2海域2水域で窒素・リンの類型指定を行った。
224	○水生生物及びその生育環境の保全を図る観点から、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行います。	環境保全課	○これまでに、37河川38水域、4湖沼4水域で水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行った。
225	○地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期的な水質の把握を促進します。	環境保全課	○29市町の366河川12湖沼24海域で実施した。また、プールの代用として海水浴場に係る分については、7市町村14水域において実施した。
226	○県内の主要な海水浴場について、水質の状況を把握し、その結果を公表します。	環境保全課	○利用者が概ね1万人以上の県内26海水浴場について、シーズン前、シーズン中の2回、水質調査を実施した。シーズン前については、調査した海水浴場全てを「良好」との調査結果を公表した。水質調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜、COD、透明度、O ₂ -157
227	○地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。	河川課	○河川愛護月間・海岸愛護月間に各市町村において自治会等が河川愛護作業に参加 ○河川・海岸の美化活動を定期的に行う団体を水辺サポーターとして認定し、経費の補助を行っている。
228	○良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。	農地整備課	○各事業において、管理者等と取水量等について十分な打合せを実施
(2)-2 地下水			
229	○地下水の水質保全を図るため、地下水の常時監視調査を実施し、地下水の環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	○平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており、令和2年度は161井戸について調査を実施した。
230	○地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。	環境保全課	○161井戸について、水質測定計画に基づく調査を実施した結果、31井戸（うち継続監視調査井戸は27井戸）が環境基準を超過 飲用井戸については、関係課と連携を図り水道への切り替え等を指導した。
231	○工場・事業場におけるトリクロロエチレンなどの有害物質の使用状況等を把握するとともに、安全な溶剤への切り替えや適正な使用・管理等を促進します。	環境保全課	○トリクロロエチレン等の有害物質を使用する工場・事業場に対する立入検査等を実施した。
232	○農畜産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物の処理など環境と調和した農業を推進します。	経営技術課	○良質堆肥を利用した健全な土づくりの推進と土壌診断に基づく適正な施肥を指導した。
		畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施
233	○有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。	環境保全課	○有害物質を使用する工場、事業者等に立入等を実施した。
(2)-3 地域水質環境管理計画の推進			
234	○鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、第4期鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	環境保全課	○「鹿児島湾ブルー計画」に基づき、生活排水対策など発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾城市町、住民団体、事業者団体等）」の開催により、各関係機関と連携を図りながら推進した。 ○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を高めた。
		水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導
235	○池田湖については、富栄養化が懸念されていることから、第4期池田湖水質環境管理計画（平成23年度～令和2年度）に基づき、畑地かんがいに係る導水管理や生活排水対策等により窒素、リン等の削減を図るなど地域の特性に応じた対策を推進します。	環境保全課	○第4期池田湖水質環境管理計画に基づき、南薩畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底をはじめとする発生源対策や啓発活動など、総合的な水質保全対策を実施。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議の開催や関係市との連携により事業者や地域住民への啓発を図った。

236	○住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的・積極的な実践活動を促進します。	環境保全課	○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会（県、始良市、霧島市、垂水市、住民団体、事業者団体）及び池田湖湖水質環境保全対策協議会（県、指宿市、南九州市）に対し、負担金を拠出し支援。各協議会において、水質調査体験セミナー、池田湖普及啓発イベントの開催により、県民の水環境保全意識の啓発を図った。
(3) 産業系排水対策			
(3)-1 工場・事業場対策			
237	○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底に努めます。	環境保全課	○延べ281回の監視指導を実施し、23件の改善勧告等の行政指導を実施した。
238	○未規制事業場については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排水の改善対策等を指導します。	環境保全課	○届出が提出された時や工場・事業場への立入時などに指導を実施した。
239	○排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り、汚濁負荷削減対策を推進します。	工業技術センター	○排水処理施設管理担当者の技術向上のため、工場排水管理技術講習会（109名参加）を開催 ○排水処理に係る技術相談・指導、現地技術支援を実施
(3)-2 農畜産業・水産業対策			
240	○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化するとともに、庁内組織として設置している「家畜ふん尿・でん粉工場排水対策連絡会議」等の活用により、関係課と連携を図りながら基準遵守の徹底に努めます。	環境保全課	○養豚業について、延べ20回の監視指導を実施し、2件の改善勧告等の行政措置を実施した。
241	○水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性と調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境と調和した農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。	農業開発総合センター 経営技術課	○畑における地力変化及び地下への養分の溶脱状況の調査を実施 ○県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって、環境と調和した農業の啓発・普及活動を実施した。
242	○畜産経営については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準の遵守徹底を図ります。	畜産課	○畜産環境保全の指導を実施
243	○家畜排せつ物の処理については、水質汚濁防止法などの環境関連法令を遵守しつつ、経営規模や立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設を整備し、県環境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策指導指針等に基づき、適正処理を促進します。	畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施
244	○でん粉工場については、「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」に基づき、適切な排水処理を促進します。	農産園芸課 環境保全課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう換業前の文書指導、換業時の巡回指導並びに研修会を開催し、排水処理対策の徹底及び市町村等関係機関・団体の指導能力の向上を推進 ○でん粉工場について、延べ15回の監視指導を実施した。
245	○水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生簀（いけす）台数の制限や適正な養殖管理を指導します。	水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導
246	○ウナギ等の内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を促進します。	水産振興課	○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施
(4) 生活排水対策			
(4)-1 発生負荷の削減			
247	○生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。	環境保全課	○各種イベント等を通して、家庭における自主的な水質保全活動を促進するための普及啓発を図った。
248	○鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域（鹿児島湾奥部流域4市）については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。	環境保全課	○鹿児島湾奥の4市（平成25年3月現在）は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進した。
(4)-2 排水処理施設の整備			
249	○市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県生活排水処理施設構想（平成21年3月）に基づき、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進めます。	生活排水対策室 漁港漁場課	○令和2年度公共下水道整備事業箇所数12市4町22箇所、供用開始箇所数12市5町24箇所 ○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、令和2年度までに、10市11町2村60地区で事業に着手し、うち10市11町2村の59地区で供用開始 ○令和2年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の37.2% 累積の合併処理浄化槽206,163基で、総浄化槽基数307,919基のうちの67.0% 令和2年度の合併処理浄化槽設置整備事業の助成基数は、1,906基 ○漁業集落排水施設の整備は、平成28年度までに7市町村13地区で事業を実施し、供用開始 令和2年度は、南さつま市野間池地区で事業を実施
250	○富栄養化防止対策等が必要な地域については、公共下水道等の高度処理を促進します。	生活排水対策室	○事業主体である市町村に対して助言
251	○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃、法定検査の充実を図ります。	生活排水対策室	○法定検査結果により、浄化槽管理者や関係事業者等に対して浄化槽の適正な管理を指導
(5) 土壌環境の保全			
252	○良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正使用等を促進します。	環境保全課 経営技術課	○有害物質を使用している事業場に対し、立入指導を実施した。 ○土壌診断に基づく適正な施肥や、農業使用基準に基づく農薬の適正な使用を指導した。
253	○土壌汚染対策法に基づき、当該土地所有者等に対し、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に必要なに応じて、土壌汚染状況調査の実施を指導します。	環境保全課	○水質汚濁防止法に基づく特定施設の場合、届出が提出された段階で指導 ○土地利用協議等において、事業場等の移転や、その跡地の再開発等の土地変更の機会を捉えて、土壌汚染防止を事業者周知した。
254	○土壌汚染の状況が基準に適合しない場合は、汚染されている地域として指定し、情報を公開するとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。	環境保全課	○土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設を廃止した事業場について手続が行われた。令和2年度未現在で、1区域を要措置区域に、2区域を形質変更時要届出区域に指定
255	○「県外産業廃棄物及び県外汚染土壌の搬入の許可に関する条例（平成22年6月）」に基づき、汚染土壌の適正な処理の確保を図ります。	環境保全課	○他県の汚染土壌処理事例等について、情報収集に努めた。
8 化学物質の環境安全管理			
(1) 包括的対策			
256	○化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。	環境保全課 経営技術課	○化学物質排出把握管理促進法に基づき、令和2年度は435事業所からのP R T R届出があり、これを受付し、国に送付 鹿児島県のP R T Rデータをまとめ県ホームページで公表 ○農業を使用する者が遵守すべき基準を定める省令に基づき、化学物質の適正管理を指導した。
257	○人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。	環境保全課	○昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、令和2年度は、モニタリング調査（水質、底質、生物、大気）を実施した。
258	○化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究や情報収集に努めます。	環境保全課	○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（4地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施した。
259	○化学物質に関する正確で分かりやすい情報の提供に努めます。	環境保全課	○有害大気汚染物質、ダイオキシン類等に係る常時監視調査結果やP R T Rに係るデータを取りまとめ、県ホームページで公表した。

260	○ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	○有害大気汚染物質排出事業等における有害大気汚染物質の排出状況等を調査し、排出低減対策の推進について指導した。
261	○人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制や地下浸透規制、農薬の安全使用対策を適正に実施するとともに、廃棄物の適正な処理を促進します。また、有害化学物質の使用法の改善について、技術的な指導を行います。	環境保全課	○揮発性有機化合物の排出のおそれがある15事業場の監視指導を実施した。 ○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（4地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施した。 ○工場・事業場に対する立入指導を行い、排水水の監視・調査を実施した。
		経営技術課	○農薬使用基準に基づく農薬の適正な使用やゴルフ場への自主水質検査の実施を指導した。
(2) ダイオキシシン類			
262	○ダイオキシシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。	環境保全課	○ダイオキシシン類の排出を抑制するため、ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉以外の特定施設について、設置者による測定の実施と排出基準の遵守を指導した。
		廃棄物・リサイクル対策課	○ダイオキシシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析し、ダイオキシシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。 ○廃棄物焼却炉の設置者が実施したダイオキシシン類の測定結果をとりまとめ公表した。
263	○大気や公共用水域（水質、底質）、地下水、土壌のダイオキシシン類による汚染の状況を監視します。	環境保全課	○「ダイオキシシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌についてダイオキシシン類常時監視調査を実施し、調査結果を県ホームページで公表した。
264	○県廃棄物処理計画等に基づき、ごみ処理の広域化を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、広域的な廃棄物処理施設の整備を促進
265	○ダイオキシシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化やごみの分別の徹底を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進
(3) PCB廃棄物			
266	○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」や平成20年3月に策定した県PCB廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導 ○令和2年3月に県PCB廃棄物処理計画一部改定
267	○PCB廃棄物が処理されるまでの間、各事業者における保管状況を調査し、適切に保管するとともに、処理期限内に計画的に処理が進むよう指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導
(4) その他の化学物質			
268	○農薬安全使用の徹底や農薬取扱者の指導・取締り、農薬の適正な使用を促進します。また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。	経営技術課	○「農薬適正使用推進期間」を設けて農薬使用者等に対する広報と、農薬販売店等に対する研修会や立入検査の実施などにより農薬の適正使用を指導した。 ○有人ヘリコプター及び無人航空機による水稲等の航空防除の実施団体に対し、農薬安全使用対策を指導した。
		森づくり推進課	○松くい虫特別防除事業の実施に当たっては、関係法令等に定める航空防除実施上の留意事項を遵守し、安全対策を徹底した。
269	○農薬に替わる害虫防除の方法として、天敵利用などの生物的防除、耕種的・物理的防除技術などを組み合わせた総合防除技術の開発を推進します。	農業開発総合センター	○病害抵抗性等を付与した高付加価値の優良品種の育成 ○植物生理活性剤等を活用した栽培技術の開発
(5) 事故時における対策			
270	○有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、平成22年5月に水質汚濁防止法の改正が行われたところであり、今後とも関係機関と連携しながら、事故が発生した場合の応急措置や速やかな復旧、事故の状況の通報、その拡大や再発の防止措置など各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。	環境保全課	○川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対応した。
		経営技術課	○農薬事故等が発生した場合には、関係機関と連携を密にし、迅速かつ確かな状況把握に努め、関係団体等と共に、原因究明を行い、その再発防止対策を実施するよう指導した。
		水産振興課	○県内で発生した油漂着や流出事故について、状況の把握に努めるとともに、防除、清掃が円滑に行われるよう支援
271	○魚などのへい死事故等については、連絡体制、応急対策、原因究明等について関係機関と連携し、適切な対応を図ります。	水産技術開発センター	○市町村等関係機関と連携し、へい死事故原因究明に努めた。
9 騒音・振動、悪臭等の防止			
(1) 騒音・振動の防止			
(1)-1 環境基準の類型指定等の推進			
272	○土地利用等の実状に応じ、騒音、振動の規制地域の設定や騒音に係る環境基準の類型指定の見直し等を推進します。	環境保全課	○市町村担当者研修会等で、土地利用等に応じた類型指定等について説明した。
(1)-2 工場・事業場対策			
273	○騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、土地利用等の実状を踏まえて、必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適正に見直します。	環境保全課	○市町村担当者研修会等で、法に基づく規制制度について説明した。 ○公害防止条例に基づく設置届出（7件）の受理時に、届出者に対し、騒音防止対策の実施について指導した。
274	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離など環境に配慮した土地利用の適正化を促進します。	都市計画課	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離環境に配慮し、用途地域の決定等により、土地利用の適正な誘導を実施
		産業立地課	○県管理の工業団地の土地取得者に対しては騒音、振動等による公害を発生させないように十分な防除の措置を講じることを立地協定書や土地売買契約書で規定するとともに、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めている。
275	○市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。	環境保全課	○市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等について説明し、実態把握に努めるよう指導した。
276	○低騒音型機器の使用や防音壁の設置など騒音・振動防止技術の普及を図ります。	環境保全課	○市町村担当者研修会等で、騒音、振動防止技術の普及について啓発を図った。
277	○低周波音に対する情報収集や提供に努めます。	環境保全課	○低周波音に関する情報を収集した。
(1)-3 道路交通騒音・振動対策			
278	○公園・緑地、緩衝建築物等緩衝空間の設置など沿道土地利用対策を促進します。	都市計画課	○用途地域等の指定による土地利用の誘導等
279	○バイパス等の道路網の整備、生活ゾーンへの通過交通の排除、信号機の運用改善や速度規制の見直しなど交通流対策を推進します。	県警交通規制課	○最高速度規制16区間（延長7,770m）の見直しを実施し、更に生活ゾーン対策として「ゾーン30」4区域の規制を実施した。
		道路建設課	○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備等を実施
280	○低騒音舗装による路面の改良や遮音壁、植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。	都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて低騒音舗装や植樹帯を整備
281	○関係法令等に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを推進します。	県警交通指導課	○取締り要望に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを推進し、令和2年度中、過積載違反を72件、整備不良等の違反を534件検挙

282	○騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市町村等による測定を促進します。	環境保全課	○18区間で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施し、100%の達成率
(1)-4 鉄道騒音・振動対策			
283	○平成23年3月に全線開業した九州新幹線鹿児島ルートについては、定期的に騒音測定を実施し、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成維持に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携しながら、騒音・振動の防止に努めます。	環境保全課	○新幹線の騒音・振動の防止対策については、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施した。騒音の達成率は82% (9/11地点)
284	○在来鉄道については、必要に応じて関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握やその防止に努めます。	環境保全課	○事業者から相談があった際に、騒音・振動の防止について、適切な対応に努めるよう指導を行った。
(1)-5 航空機騒音対策			
285	○鹿児島空港及び鹿児島飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、必要に応じて騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。	環境保全課	○鹿児島空港及び鹿児島飛行場において、7地点ずつ測定した結果、全て環境基準を達成
286	○その他の空港等については、必要に応じて騒音測定を実施し、実態把握に努めます。	環境保全課	○苦情があった場合、必要に応じて対応
(1)-6 建設作業騒音・振動対策			
287	○騒音規制法や振動規制法及び県公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型機械の導入を促進します。	環境保全課	○市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底を図った。 ○低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱いについて、担当者研修会や文書で周知した。
		技術管理室	○工事にあたっては、建設業者に対し、「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針」に基づき施工するよう指導 ○低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応
(1)-7 近隣騒音対策			
288	○飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については、県公害防止条例等により規制や指導の徹底を図ります。	環境保全課	○苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応した。
		県警地域課	○騒音苦情等で県警本部通信指令室（110番）に500件の通報を受理
		県警生活安全企画課	○県公安委員会では、県内の各風俗営業店の管理者に対する講習会を通じて、関係法令の規制等について指導を行っているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見合せ翌年度に延期することとした。 ○通報による臨場や立入りにより指導等を実施した。
(2) 悪臭の防止			
(2)-1 工場・事業場対策			
289	○悪臭防止法や公害防止条例に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じて適正に見直します。	環境保全課	○市町村担当者研修会で悪臭防止の徹底について周知啓発を行った。
290	○工場・事業場の立地等に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を促進します。	環境保全課	○市町村からの相談に対応した。
		産業立地課	○県管理の工業団地の土地取得者に対しては騒音、振動等による公害を発生させないよう十分な防除の措置を講じることを立地協定書や土地売買契約書で規定するとともに、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めている。
291	○複合臭に対応するため、市町村における臭気指数規制の導入を促進します。	環境保全課	○市町村への説明会等で解説した。
292	○脱臭施設の設置や建屋の密閉化など悪臭防止技術の普及に努めます。		
(2)-2 畜産対策			
293	○飼養規模に応じた堆肥舎、浄化処理施設など家畜排せつ物処理施設や脱臭施設等の整備を促進します。	畜産課	○資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産クラスター事業等により、畜産農家25戸に対して家畜排せつ物処理施設等の整備を実施
294	○家畜排せつ物の適正処理はもとより、畜舎内外の清潔保持や農場周辺の環境美化などについて畜産農家への巡回指導を行い、環境と調和した畜産経営の実現を図ります。	畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施するとともに、地域住民からの苦情に対する改善を指導 ○畜舎及びたい肥舎等の周辺の環境美化を推進
295	○悪臭防止に関する技術の導入を促進します。	畜産課	○適正な家畜排せつ物処理方法やたい肥等の土壌還元適正化を推進
(3) 不快害虫等の適正な駆除			
296	○ヤンバルトサカヤスデ等の不快害虫については、市町村による適正な駆除を促進するとともに、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において生態や駆除方法の調査研究に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、大学や民間の専門家等で組織する「ヤスデ対策検討委員会」を11月に開催するとともにまん延防止対策等に関する調査研究やまん延防止リーフレットを作成した。 ○ヤンバルトサカヤスデの大量発生地区を対象に、発生状況等の確認調査を実施
297	○適正な駆除について住民への普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○まん延防止リーフレットを作成
10 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全			
298	○川内原子力発電所周辺の環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表します。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。	原子力安全対策課	○川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について、年4回取りまとめ公表した。また、非常用発電機、気象観測装置などの機器について更新した。
299	○川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用に努めます。	原子力安全対策課	○発電所の運転状況等に関し32件（安全協定に基づくもの）の連絡を受けるなど、安全協定を厳正に運用することにより発電所の状況把握と安全対策に万全を期した。
300	○広報紙等により原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努めます。	原子力安全対策課	○各種調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報紙「原子力だよりかこしま」を年3回発行
301	○環境放射線監視テレメータシステムや川内原子力発電所地震観測システムの運用など県民に対する情報提供の充実を努めます。	原子力安全対策課	○環境放射線監視テレメータシステムを運用し、測定データについては、リアルタイムで県のホームページで公表 ○川内原子力発電所地震観測システムを運用し、川内原子力発電所の震度情報を県民に迅速に公表
302	○県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要に応じて対応を実施します。	原子力安全対策課	○原子力防災訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ中止 ○県原子力防災センターを訓練・研修で利用
第4節 良好な環境を支える共通施策の推進			
1 環境影響評価等の推進			
303	○環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。	環境林務課	○環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、開発行為を行おうとする者に対し環境影響評価が適正かつ円滑に実施されるよう審査指導を行った。
304	○環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図ります。	環境林務課	○審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図るため、各種会議への参加及び環境者との連絡調整を行った。
305	○国土利用計画法や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	環境林務課	○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導した。

306	○事業の計画段階における環境影響評価（戦略的環境アセスメント）については、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（平成19年5月、環境省）」を踏まえ、必要に応じ導入について検討します。	環境林務課	○戦略的環境アセスメントに係る情報収集に努めた。
307	○県環境影響評価条例については、環境影響評価法等の改正を踏まえ、必要に応じ条例改正の検討を行います。	環境林務課	○令和2年度は実績なし
2 環境教育・環境学習の推進			
(1) 環境教育・環境学習の機会の提供			
308	○県環境学習推進基本方針（平成17年3月）に基づき、環境教育・環境学習を体系的かつ計画的に推進します。	地球温暖化対策室	○平成28年3月に策定した県環境教育等行動計画に基づき、環境や環境問題に関心を持ち、環境保全活動について、自ら考え、主体的に行動する人材の育成に努めた。
309	○学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等についての学習及び体験的な活動等の環境教育を推進します。また生涯学習の場等における環境学習を推進します。	義務教育課	○教科や総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の特性を活かした体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導
310	○学校における環境教育を総合的に推進するため、体験的環境学習指導手引書の活用、体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに、環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。	義務教育課	○学校における環境教育を総合的に推進 ①児童・生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法の研究・普及等に努めている。 ②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催（各教科及び総合的な学習の時間等に関する講座においても、環境教育の視点からの研修等あり） ③学校での研修会等への講師派遣や各種情報の提供
311	○環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、生命と環境の学習館（かごしま県民交流センター内）、屋久島環境文化村中核施設（屋久島環境文化センター、屋久島環境文化研修センター）、県環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、事業者、民間団体等の相互連携を推進します。	地球温暖化対策室	○「生命と環境の学習館」については、平成28年3月に閉館
312	○教材やプログラムの提供、講師の派遣、環境学習に役立つ情報の提供などの支援を行います。	地球温暖化対策室	○県ホームページ等を活用し、エコクラブ、環境学習指導者人材バンク等環境学習に関する情報を提供
313	○自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。	自然保護課 観光課	○「屋久島自然文化体験セミナー」を年4回実施 ○霧島錦江湾国立公園霧島山登山道の整備・管理などを実施
(2) 自主的実践活動の促進			
314	○グリーンマスター（みどりの指導員）及び自然観察指導員等のリーダー〔自然保護課〕の育成・確保を図ります。	森づくり推進課 自然保護課	○グリーンマスター（みどりの指導員）の育成・確保を図った。 ○「屋久島研究講座」を年2回実施
315	○自主的実践活動に対し環境学習指導者人材バンクの充実及び活用促進を図るとともに、民間団体相互のネットワークづくりを促進します。	地球温暖化対策室	○人材バンクに29人登録し、県ホームページで公開（R2.3末時点）
316	○環境月間等でのキャンペーンやスターウォッチング、自然観察会、水辺美化活動、グリーン購入、省資源・省エネルギー運動等を通して、県民の環境保全意識の啓発を図ります。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、環境保全意識の高揚を図るための重点行動項目を定めて実践行動を推進
317	○次代を担う子どもたちが自主的に環境学習や環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援し、設置を促進します。	地球温暖化対策室	○令和2年度は、18クラブ（会員1,349人）が登録
318	○子供たちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしまこども環境大臣」の取組をさらに推進します。	地球温暖化対策室	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生9名を、こども環境大臣に任命 ○こども環境大臣サミットを12月25日に開催、かごしまこども環境宣言2020を作成 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加
(3) 環境教育・環境学習施設の活用			
319	○環境について体験・学習できる生命と環境の学習館、屋久島環境文化村中核施設等の積極的活用を図ります。	地球温暖化対策室 自然保護課	○「生命と環境の学習館」については、平成28年3月に閉館 ○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」が2回開講され、延べ339人が受講 ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年4回実施
320	○県環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修、情報の収集・提供などに努めます。	環境保健センター	○環境保健センターの来訪者及び研修生に対し、大気テレメータシステムで収集したデータの表示装置や各種パネル等を使用して学習する機会を提供 ○中学校で開催している環境教育において、大気測定車を公開するとともに県内の大気環境の状況説明を実施
321	○ピオトープ等自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。	観光課	○自然保護思想の高揚を図るため、桜島ビジターセンター及び高千穂河原ビジターセンターの管理運営を行うとともに高千穂河原VICについては、展示改装に係る設計委託を実施
322	○地球温暖化対策として県立学校や公立小中学校に整備した屋上緑化や太陽光発電の施設を環境教育に活用します。	地球温暖化対策室	○身近な素材として環境教育に活用
3 調査研究・監視観測等の充実			
(1) 調査研究の推進			
323	○生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。	環境保健センター	○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため、大気、水質、底質、生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施
324	○環境の情報や施策の実施状況を把握し、環境の状況を総合的に評価する環境指標の開発のための調査研究を推進します。	環境保健センター	○桜島の火山活動が粒子状物質に与える影響について定量的に調査することを目的とし、火山灰及び浮遊粒子状物質（SPM）の成分分析法の検討、微小粒子状物質（PM2.5）の捕集・成分分析、火山活動情報及び大気汚染常時監視データの解析を実施 ○池田湖の水質変動機構に関する基礎データを収集し解析するため、常時監視調査時に採水層や測定項目を追加して実施 ○全国の沿岸海域における栄養塩状態の把握や貧酸素水塊発生要因に関する知見の集積を行うため、海域の物質循環に係る項目及び底層の溶存酸素量（DO）について国立環境研究所や他の地方環境研究所と共同で調査を実施
325	○環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。	環境保健センター	○環境の状況等を地理情報システムを用いて提供する環境GISの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討
326	○県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。	工業技術センター 環境保健センター 森林技術総合センター	○焼酎かすのメタン発酵槽に微量の酸素を供給することにより、メタン発酵副産物であるバイオガスから硫化水素を安価に除去する方法の開発を実施 ○本県における酸性雨の実態を把握するため、降水成分等の調査を実施するとともに、他自治体等と共同で発生メカニズムなどについて検討 ○微小粒子状物質（PM2.5）について、他自治体と連携し情報の共有化を図るとともに、解析手法の検討や高濃度現象の解析を実施 ○全国の沿岸海域における栄養塩状態の把握や貧酸素水塊発生要因に関する知見の集積を行うため、海域の物質循環に係る項目及び底層の溶存酸素量（DO）について国立環境研究所や他の地方環境研究所と共同で調査を実施 ○南方系侵入害虫に関する調査を実施

		農業開発総合センター	○持続性の高い有機栽培技術体系の確立に向けた試験を実施
(2) 監視観測体制の充実			
327	○大気や水質、化学物質、環境放射線等に関する監視観測体制を充実・強化します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境保全課	○最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物等の分析試験を実施 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析し、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。 ○20箇所の大気汚染常時監視測定局（鹿児島市調査分を含む。）及び大気測定車により、常時監視を行い、測定結果をホームページにおいてリアルタイムで公表した。 ○県民が屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考となるよう、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意情報の要領」を改定した。 ○水質汚濁防止法に基づき、43河川、4湖沼、8海域の公共用水域及び219井戸の地下水において常時監視を実施した。 ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施した大気、水質、底質、土壌、地下水質など延べ12地点の調査結果も全て環境基準値以下であった。
328	○酸性雨や光化学オキシダントについては、国等と連携を図りながら、監視体制を充実・強化します。	環境保全課	○12箇所の大気汚染常時監視測定局（鹿児島市調査分を含む。）において、オキシダントの常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施 また、酸性雨については、県内4箇所（鹿児島市調査分を含む。）で監視調査を実施した。
4 環境情報の整備・提供			
329	○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集・提供する体制の整備に努めます。	地球温暖化対策課	○県ホームページ等を活用し、かごしまe-co-net、環境学習指導者人材バンク等環境保全活動等に関する情報を提供
330	○毎年度作成する環境白書や県環境基本計画の進捗情報を県ホームページに掲載するとともに、わかり易く親しみやすい環境情報を提供します。	環境林務課	○令和元年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた令和2年版環境白書をホームページに掲載した。
331	○公共用水域や大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果については、県ホームページに掲載します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境保全課	○廃棄物焼却炉の排出ガス、最終処分場の地下水・放流水の測定結果をホームページ上で公開した。 ○公共用水域、大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果を県ホームページで公表した。
332	○県民、事業者の自主的・積極的な環境保全活動を支援するため、県内の環境の状況を把握し、提供します。	環境林務課	○令和元年版環境白書及び概要版を県のホームページに掲載した。
5 公害紛争の適正処理			
333	○公害紛争処理制度の県民への周知を図ります。	環境林務課	○公害紛争処理制度について、県ホームページに掲載し、県民への周知に努めた。
334	○公害苦情に関する情報を県民や事業者に提供します。	環境林務課	○公害苦情件数について、県環境白書や県ホームページに掲載し、県民や事業者への情報提供に努めた。
335	○公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。	環境林務課	○県及び市町村の窓口に新規に寄せられた1,249件の公害苦情について、公害苦情相談員等が相談等に対応した。
336	○市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めます。	環境林務課	○市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めた。
337	○公害の紛争については、公害紛争処理法に基づく公害審査会において、あつせん、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。	環境林務課	○令和2年度は、公害審査会への申請はなかった。
6 環境に配慮した事業活動等の促進			
338	○環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入や普及促進を図ります。	地球温暖化対策室	○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の共催
339	○小規模企業者等設備導入資金により、事業者の環境保全対策を促進します。	中小企業支援課	○平成27年3月31日をもって廃止。
340	○リサイクル製品の活用やグリーン購入を促進します。	地球温暖化対策室 廃棄物・リサイクル対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進 ○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進するとともに、県ホームページで普及啓発を実施
341	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。	地球温暖化対策室	○環境物品の購入を「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目として定め実践行動を推進
342	○県中小企業融資制度（観光・ものづくりパワーアップ資金）により、環境・新エネルギー産業における取引拡大や新規参入等の取組を促進します。	中小企業支援課	○中小企業者等が、先端技術の導入による労働生産性の向上や省エネルギー対策によるコスト削減など、生産性の向上に向けた取組を行う際に必要な資金の融資に対し、保証料の一部助成を行った。 ○令和2年度において観光・ものづくりパワーアップ資金から成長企業応援資金へ名称変更
343	○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県の事務・事業における温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。	地球温暖化対策室	○「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーの推進、リサイクルの徹底など、日常の活動を通じた環境への負荷の削減に努め、温室効果ガスの削減を推進
第5節 環境保全に関する重点施策			
1 かごしま低炭素社会モデル創造事業の推進			
344	○住民や事業者を対象とした温暖化防止に関する講演会や電気自動車試乗会を開催し、家庭における温暖化防止に関する取組・実践を促進します。	地球温暖化対策室	○令和元年度は事業なし
345	○住民や事業者における電気自動車や充電設備の導入を促進します。	地球温暖化対策室	○電気自動車の導入助成は平成29年度で終了
346	○企業と連携し、島内の再生可能エネルギーを活用した先進的な地域づくりを促進します。	地球温暖化対策室	○令和元年度は事業なし
347	○電気バスの導入に向けた取組を促進します。	地球温暖化対策室	○電気自動車の導入助成は平成29年度で終了
348	○カーボンオフセットや電気自動車利用等を組み込んだ旅行商品の開発・販売を促進します。	地球温暖化対策室	○令和元年度は事業なし
349	○適切な森林整備の推進や木質バイオマスの利用促進を図ります。	森林経営課 エネルギー政策課	○それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林整備を実施 ○木質バイオマスエネルギー利用施設の導入を検討する事業者に対し、情報提供や助言等を行った。
350	○屋久島全体の温室効果ガスの排出削減を図るため、「屋久島低炭素社会地域づくり構想」に基づいた分野別の取組を推進します。	地球温暖化対策室	○屋久島低炭素社会地域づくり協議会との意見交換の実施
351	○かごしま低炭素社会モデル創造事業に係る取組について、県ホームページに公表するなど積極的な情報発信に努めます。	地球温暖化対策室	○県ホームページ等を通じて、屋久島における取組の情報発信
2 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進			
352	○機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の拡充を図ります。	森づくり推進課	○治山事業により11.29haの造成・維持管理を実施
353	○シカ等の野生鳥獣や松くい虫等による森林・林業被害を防護柵の設置等により防止します。	森林経営課 森づくり推進課	○シカの被害から植栽木を守るため防護柵を設置(48,201m) ○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布742ha、地上散布137ha、伐倒駆除等580㎡を実施
354	○化石燃料の使用を抑制するため、製材工場の残材等を木質バイオマスの発電施設やボイラーの燃料等として活用を促進を図ります。	エネルギー政策課	○木質バイオマスエネルギー利用施設の導入を検討する事業者に対し、情報提供や助言等を行った。

355	○温室効果ガス排出量の全部又は一部を森林整備等による吸収量でオフセット（埋め合わせ）するカーボンオフセットの取組を推進します。	森林経営課	○事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、「かごしまエコファンด์制度」によるカーボン・オフセットの取組を推進
356	○事業者等による森林の整備を促進します。	森林経営課 かごしま材振興課	○地球温暖化防止に資する健全な森林を育成するため、森林組合等が行う間伐等の森林整備に対し経費の助成を行った。 ○健全な森林を育成するため間伐等の森林整備を実施
3 地球環境を守るかごしま県民運動の推進			
(1) 県民運動推進体制等			
357	○県民運動については、「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」により推進します。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動推進大会」については、令和2年度は中止
358	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に地球温暖化に関する普及啓発や情報提供などに取り組みます。	地球温暖化対策室	○平成16年6月に指定された、本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心として、HPや各種イベントでの情報提供などを実施
359	○地域や企業・団体等において、普及・啓発や指導・助言を行う「地球環境を守るかごしま県民運動推進員」や「地球温暖化防止活動インストラクター」による県民運動の展開を推進します。	地球温暖化対策室	○企業、民間団体、行政の160団体が構成団体である「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」総会等の開催
(2) 県民運動の展開			
360	○毎年度、重点行動項目を設定し、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、電気、水、燃料使用量の削減、廃棄物の減量化やリサイクル等重点行動項目を定めて運動を推進
361	○地球環境問題への理解と認識を深めるとともに、県民運動の推進を図るため、県民運動推進大会を毎年開催します。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動推進大会」については、令和2年度はコロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止
362	○毎月5日を「エコライフデー」に設定し、電気・水・燃料などの省エネ活動やエコドライブの取組を促進します。	地球温暖化対策室	○「地球環境を守るかごしま県民運動」においてエコライフデーを定め、月別のテーマに沿った実践活動を促進
363	○省エネ活動やエコドライブへ取り組む「CO2ダイエット作戦」を促進します。	地球温暖化対策室	○エコスタイル（クールビズ・ウォームビズ）等に取り組む事業所（CO2ダイエット宣言事業所）の募集・登録を行い、宣言事業所に対して地球温暖化防止に係る情報提供等を実施
(3) 環境学習ネットワークの構築推進			
364	○生命と環境の学習館（かごしま県民交流センター内）の活用を促進します。	地球温暖化対策室	○「生命と環境の学習館」については、平成28年3月に閉館
366	○「こどもエコクラブ」の設置を促進します。	地球温暖化対策室	○令和2年度は、18クラブ（会員1,349人）が登録
367	○環境学習指導者人材バンクの充実及び活用の促進を図ります。	地球温暖化対策室	○人材バンクに29人登録し、県ホームページで公開（R2.3末時点）
368	○子供たちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしまこども環境大臣」の取組をさらに推進します。	地球温暖化対策室	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生9名を、こども環境大臣に任命 ○こども環境大臣サミットを12月25日に開催、かごしまこども環境宣言2020を作成 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加
(4) かごしま環境パートナーズ制度の推進			
369	○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結をさらに推進します。	地球温暖化対策室	○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結を推進 17企業19事業所（R2.3末時点）
370	○協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進します。	地球温暖化対策室	○協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進
371	○県ホームページを活用した取組の普及啓発に努めます。	地球温暖化対策室	○県ホームページや県政広報番組を活用し、取組の普及啓発を実施
4 新エネルギー導入の推進			
372	○新エネルギーに関する情報について県ホームページに掲載するなど県民に対する普及啓発に努めます。	エネルギー政策課	○県ホームページや水素・再生可能エネルギーフェア、水素・再生可能エネルギー導入セミナー等を活用した普及啓発を実施
373	○事業者に対する普及啓発に努め、太陽光やバイオマスなど新エネルギーの導入を促進します。	エネルギー政策課	○水素・再生可能エネルギー導入セミナーなどを通じた、普及啓発活動を実施
374	○県や市町村による公共施設への新エネルギーの導入を推進します。	エネルギー政策課	○地域を照らす再生可能エネルギー事業により、公共施設における再生可能エネルギーを電源とする街路灯の設置に対する補助を行った。
375	○県内の新エネルギー関連企業の育成や県外企業の誘致を積極的に行い、雇用を創出し、地域振興を促進します。	エネルギー政策課 産業立地課	○安定的な発電が期待できる再生可能エネルギー（バイオマス発電、小水力発電、地熱発電）の導入に必要な設備の基本設計等への助成を実施 ○かごしまグリーンファンドによる再生可能エネルギー設備の導入を行う事業への支援を実施 ○県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援や環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開
376	○県民が新エネルギーについて関心や理解を深めるとともに、その導入を促進するため、体験しながら楽しく学べる新エネルギーに関するイベントを開催します。	エネルギー政策課	○水素・再生可能エネルギーフェアやFCVキャラバンを通じた普及啓発を実施
377	○市町村や事業者等による新エネルギーの導入を促進するため、関係事業者、市町村担当職員等を対象として、新エネルギーの研修会等を開催します。	エネルギー政策課	○水素・再生可能エネルギー導入セミナーなどを通じた普及啓発を実施
378	○環境に配慮した学校施設（エコスクール）の整備やエネルギーに関する読本の作成、配布などを通じて、新エネルギーに関する教育を推進します。	エネルギー政策課	○他所管主催のイベントに参加し再生可能エネルギーの普及啓発を実施 ○教育支援事業交付金（太陽熱燃炉の整備）
379	○県民が市町村においてエネルギーに関する情報の入手や導入の相談等を受けることができるよう、市町村に対して新エネルギーに関する情報の提供に努めます。	エネルギー政策課	○水素・再生可能エネルギー導入セミナーや市町村担当者会議などを通じた情報提供を実施
380	○太陽光による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。	エネルギー政策課	○水素・再生可能エネルギーフェアなどを通じた普及啓発を実施
381	○「県木質バイオマスエネルギー利活用指針（平成22年2月）」等に基づくバイオマス発電やバイオマス熱利用等のエネルギー利用施設の導入を促進します。	エネルギー政策課	○木質バイオマスエネルギー利用施設の導入を検討する事業者に対し、情報提供や助言等を行った。
382	○自主的な環境学習や環境保全活動を促進するため、環境学習指導者人材バンクの利用を促進します。	地球温暖化対策室	○人材バンクに29人登録し、県ホームページで公開（R2.3末時点）
5 環境共生住宅の普及促進			
383	○環境共生住宅に関する情報の一元的・体系的な提供に努めます。	住宅政策室	○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供
384	○一般住宅の高断熱化やLEDを使用した省エネルギー機器、太陽光発電システム、高効率給湯器の導入を促進します。	エネルギー政策課 地球温暖化対策室	○水素・再生可能エネルギーフェアを開催し、再生可能エネルギーに関する製品等の展示などを通じ、普及啓発を実施 ○九州版炭素マイレージ制度（九州エコライフポイント）により、省エネ製品を導入に対し、経済的インセンティブ（ポイント）を付与
385	○太陽光発電システムについては、国の助成制度や買取制度等を有効に活用しながら住宅への導入を促進します。	エネルギー政策課	○水素・再生可能エネルギーフェアなどを通じた普及啓発を実施
386	○環境に配慮した資材の利用や屋上緑化等を促進します。	住宅政策室	○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供
6 ごみ減量化・リサイクルの推進			
(1) 普及啓発活動の展開			
387	○県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進するとともに、県ホームページで普及啓発を実施
388	○産業廃棄物の適正処理について、県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報を積極的に提供します。	廃棄物・リサイクル対策課	○「不法投棄防止強化月間」の取組や県ホームページ等を活用して、適正処理の啓発や産業廃棄物に関する情報提供を実施

(2) 循環システムの構築		
389	○容器包装リサイクル法に基づき、各市町村が策定した市町村分別収集計画により、ペットボトルやアルミ缶などのリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○県内の各市町村が、容器包装リサイクル法に基づき策定した第9期分別収集計画により、リサイクルを促進
390	○家電リサイクル法に基づき、テレビ、エアコンなど対象家電品目が適正ルートで回収され、リサイクルが促進されるよう県民や事業者に対する普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 ○家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望 ○小型家電リサイクル法の円滑な実施のため、市町村に対し、情報提供や必要な助言を実施
391	○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理やリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業（(公財)自動車リサイクル促進センター）の円滑な運用を促進
392	○再資源化・熱回収焼却施設などの広域的整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、広域的な廃棄物処理施設の整備を促進
393	○ごみを破碎選別し資源化するとともに、リサイクルを推進するための拠点であるリサイクルセンター等の広域的な整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、リサイクルセンター等の整備を促進
394	○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の減量化やリサイクルを含む処理計画の作成を義務づけるほか、事業者間における産業廃棄物のリサイクルに関する情報交換制度の周知・活用を図ることにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）の147事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）の30事業所が処理計画を策定 ○産業廃棄物情報交換制度は、所期の目的を果たしたことから、平成26年3月末で廃止した。
395	○建設廃棄物等のリサイクルを促進するため、推進体制を整備し、建設工事発注者や受注者にそれぞれ適切な役割分担を求めるとともに、解体工事業者等に対して適正処理を指導します。	技術管理室 ○建設業者を対象に行っている研修の中で、建設リサイクル法の概要等を説明し、適正処理を指導
(3) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等		
396	○環境関連企業の立地を促進するとともに、県内の企業や研究機関における廃棄物の減量化やリサイクルに関連する調査研究を促進します。	産業立地課 ○環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開 ○中小製造業者が行う新技術や新製品の研究開発の取組を支援 ○工業技術センターにおける中小製造業者に対する技術支援を実施 廃棄物・リサイクル対策課 ○産学官連携による懇話会を開催し、リサイクルに係る先進的な取組事例を紹介し、処理技術の向上を支援するとともに、処理技術等を導入しようとする事業所に、学識経験者をアドバイザーとして派遣し、技術指導等を実施
397	○環境関連企業の育成・創出や新規企業の県内誘致を積極的に行い、地域振興を促進します。	産業立地課 ○県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援や環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開
7 エコパークかごしま（仮称）整備促進事業の推進		
398	○薩摩川内市川永野地区において、公益財団法人鹿児島県環境整備公社が行う産業廃棄物管理型最終処分場の整備や運営を支援します。	廃棄物・リサイクル対策課 ○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備等の費用に充てるための基金を設置（H17～）
399	○関係自治会への説明会や先遣地視察、広報紙の発行などにより、管理型最終処分場の安全性などについて、住民の理解に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課 ○関係自治会との意見交換会や処分場現地視察、エコパークかごしま通信（平成26年度までは、環境整備公社だより）の配布等普及啓発活動を実施
400	○施設周辺の方々のよりよい生活環境の整備や地域活性化を図るため、道路整備や河川改修、簡易水道の上水道への切替などの地域振興策に取り組みます。	廃棄物・リサイクル対策課 ○県道百次木場茶屋線のうち搬入路（1.9km）の供用開始
8 屋久島環境文化村構想の推進		
401	○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	自然保護課 ○屋久島町が制定した「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例」に基づき、平成29年3月から世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金を導入した。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかけるポスターやのぼり旗を作成するとともに、「携帯トイレパンフレット」を11,000部作成・配布
402	○屋久島環境文化村構想の推進体制の充実を図るとともに、構想の着実な推進に努めることにより、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。	自然保護課 ○屋久島環境文化村センター入館者35,225人、研修センター入館者2,794人
403	○屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センターなどの屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを安全性に配慮しながら促進します。	自然保護課 ○屋久島町内在住者を対象とした「ふるさとセミナー」を年7回開講し、延べ81人が受講 ○「屋久島自然・文化体験セミナー」を年4回開催 ○屋久島環境文化村センター入館者35,225人、研修センター入館者2,794人
404	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課 ○新型コロナウイルス感染拡大に伴う渡航中止措置により中止
405	○屋久島の自然環境の保全を図るため、関係機関と連携して自然保護の充実、さらには適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入の検討を進めます。	自然保護課 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部保全利用協議会」や「屋久島町エコツーリズム推進協議会」において新たな登録・認定ガイド制度の構築によるエコツーリズムの推進について協議した。
406	○屋久島の自然を守り、屋久島環境文化村構想を推進するための募金を行い、屋久島のすばらしい自然環境を保全するために活用します。	自然保護課 ○公益財団法人屋久島環境文化財団において寄付を募り、集まった募金は財団の各種事業に充て、屋久島のすぐれた自然環境を保全するために活用した。
407	○屋久島の山岳におけるトイレのし尿の人力搬出経費や維持管理費などに充てる山岳部保全基金の周知に努めます。	自然保護課 ○世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金を導入し、その普及啓発について努めた。
9 奄美群島自然共生プランの推進		
(1) 自然共生ネットワークの形成		
408	○奄美の地域資源などの「宝」を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークを形成し課題に応じて情報の収集を行い、その情報を共有しながら合意形成を図り、連携・協力して施策を実施するよう努めます。	自然保護課 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。
(2) サンゴ礁と海岸の保全		
409	○サンゴ礁や海岸の生態系を保全するため、オニヒトデの駆除などの施策を関係機関と連携して推進します。	自然保護課 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施（令和2年度オニヒトデ捕獲数 37匹）
(3) 希少な野生動物植物と森林の保全		
410	○アマミノクロウサギ、ルリカケス、イシカワガエル、ヤドリコケモモなどの希少野生動物植物や奄美の森を保全するため、関係機関と連携して、重要な対象（種）と地域を関係法令や条例等により保護するとともに、生態系に重大な影響を及ぼす外来種など影響要因への対策を推進します。	自然保護課 ○奄美群島における鳥獣保護区の指定等については、第12次鳥獣保護事業計画に基づき進めており、令和2年度末現在、県では、23箇所約4,826ha（群島面積の3.9%）の鳥獣保護区を指定 ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施
(4) 身近な自然の保全		
411	○里地里山等を保護・管理・保全するための森林整備などの施策を一体として推進します。	環境林務課 ○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導 森林経営課 ○広葉樹の植栽など樹種の多様性を増進する森林整備を実施 森づくり推進課 ○マツへの薬剤の樹幹注入（8市町村、363本）、マツ枯損木の伐倒・除去（6市町村、1,317㎡） ○里山林等の松くい虫被害を抑えるため、マツ枯損木の伐採・整理326㎡を実施
(5) 自然再生の検討		
412	○学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失っている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。	自然保護課 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。

(6) 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進			
413	○奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）については、過剰な利用によって「宝」が損なわれないよう配慮しつつ、資源の総合的な利用や良質な情報の提供が行われるよう努めるとともに、ガイドの育成・組織化や新たなプログラムの開発等を推進します。	観光課 自然保護課	○自然保護に関する注意事項等を記載した周遊トラベルノートの配付、誘客が期待できる各種プロモーションを実施するとともに、エコツアーガイドの連携体制の構築に努めた。 ○奄美群島においてエコツーリズムを推進するために、群島全体での会議や各島での会議が開催された。 ○平成29年1月に「奄美群島エコツアーガイド認定制度」が創設された。また、エコツアーガイドの育成事業等が実施された。
	(7) 奄美のブランドの創出		
414	○奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化などの「宝」が保全されていることを積極的に発信して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。	自然保護課 観光課	○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。 ○奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。
	(8) 自然に対する配慮の徹底		
415	○人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、地域住民に対して「自然への配慮ガイドライン」の周知徹底を図り、自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行うよう促進します。	自然保護課	○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。 ○県希少野生動物植物啓発パンフレットを増刷し、自然に対する配慮の徹底に努めた。
(9) 世界自然遺産登録に向けた取組			
416	○地域の合意形成のもと、奄美の自然への理解を深めてもらうため、パンフレット等の作成・配布などを通じて、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組を積極的に推進します。	自然保護課	○奄美の世界自然遺産登録に向け、希少種保護・外来種対策、地元住民に対する普及啓発、観光客増加に伴う過剰利用対策、「公共事業における環境配慮指針」の段階的運用等を実施
10 ブルーリバー21の推進			
417	○県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の保全に努めます。	生活排水対策室	○令和2年度末汚水処理人口普及率83.0%
418	○下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。	生活排水対策室	○令和2年度末下水道処理人口普及率42.9%
419	○農業振興地域については、農業集落排水処理施設の整備を促進します。	生活排水対策室	○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、令和2年度末までに、10市11町2村60地区で事業に着手、うち10市11町2村の59地区で供用開始
420	○漁港背後集落等については、漁業集落排水処理施設の整備を促進します。	漁港漁場課	○漁業集落排水施設の整備は、平成28年度までに7市町村13地区で事業を実施し、供用開始 令和2年度は、南さつま市野間池地区で事業を実施
421	○公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。	生活排水対策室	○令和2年度末浄化槽人口普及率37.2%
422	○単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。	生活排水対策室	○令和2年度末の浄化槽設置基数における合併処理浄化槽の比率67.0%
11 鹿児島湾ブルー計画の推進			
423	○鹿児島湾の水質保全目標及び水辺環境の保全管理目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。	環境保全課	○鹿児島湾の水質は「水質保全目標」のレベルでおおむね良好に推移。「水辺環境の保全管理目標」に係る海水浴場の調査結果は湾内7か所の海水浴場の全てが「適」又は「可」
424	○生活排水対策、事業場等排水対策、農業・畜産排水対策及び水産養殖対策など総合的な水質保全対策を推進することにより、汚濁発生源対策を促進します。	生活排水対策室	○生活排水処理施設の整備を促進 令和2年度末汚水処理人口普及率83.0%
		水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導
		環境保全課	○工場、事業場の立入検査を行い、排水基準違反に対しては、改善勧告等の行政指導を行った。 ○各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配付を行うなど水質保全に対する意識の啓発を図った。
農産園芸課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに研修会を開催し、排水処理対策の徹底及び市町村等関係機関・団体の指導能力の向上を推進		
425	○陸域、海域対策として、開発行為における環境への配慮を適正に行うなど環境の保全についての配慮に努めます。	環境林務課	○環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、開発行為を行おうとする者に対し環境影響評価が適正かつ円滑に実施されるよう審査指導を行った。 ○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導
426	○県民に親しまれる自然海岸や干潟等については、水質浄化機能の維持・向上、生態系の保全及び住民の利用等に十分配慮しながら適切な保全管理に努めます。	環境保全課	○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会において水質調査体験セミナー等を実施した。
427	○住民団体や県、市町村等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会や鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会等における啓発活動等を積極的にを行い、県民・関係団体・NPO・事業者等の十分な理解と協力のもとに自主的実践活動を促進します。	環境保全課	○計画の推進に当たっては、「庁内連絡調整会議」や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾域6市2町、住民団体、事業者団体等）」を開催し、各関係機関が連携を図りながら推進した。 ○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会（県、湾奥3市、住民団体、事業者団体）は、周辺住民とともに水質調査体験セミナー等の活動を実施した。
12 ダイオキシン類等化学物質対策の推進			
428	○ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシンの常時監視や排出基準監視を通じ、ダイオキシンの排出防止及び監視体制の強化を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○ダイオキシンの常時監視や排出基準監視等に基づき、16施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析し、ダイオキシンの排出基準の遵守について確認・指導を行った。
		環境保全課	○ダイオキシンの常時監視調査（大気4地点/年2回、水質・底質2地点/年1回、地下水質2地点/年1回、土壌2地点/年1回）を実施
429	○ダイオキシンの常時監視調査結果や排出基準監視調査結果、自主測定結果を県ホームページで公表します。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物焼却炉の排出ガス、最終処分場の地下水・放流水の測定結果をホームページ上で公開
		環境保全課	○ダイオキシンの常時監視調査結果等を取りまとめ、県ホームページで公表
430	○県廃棄物処理計画等に基づき、焼却施設（熱回収施設を含む）の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、焼却施設（熱回収施設を含む）の整備を促進
431	○P R T R制度に基づく化学物質の排出量・移動量を把握するとともに、有害化学物質の管理の促進や環境汚染実態調査に取り組みます。	環境保全課	○435事業所から届出があり、これを受理し、国に送付。本県のP R T Rデータをまとめ、県ホームページで公表
432	○有害大気汚染物質モニタリング調査結果やP R T R制度に基づく化学物質の排出量・移動量調査結果を県ホームページで公表します。	環境保全課	○調査結果を取りまとめ、県ホームページで公表
13 環境と調和した農業の推進			
(1) 環境と調和した産地づくり			

433	○家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質なたい肥生産に努めるとともに、それらのたい肥を用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特性を活かした持続性の高い、環境と調和した農業の導入を促進します。	経営技術課	○堆肥コンクールの開催による良質堆肥の生産技術の普及と良質堆肥の活用による健全な土づくりを基本とした環境と調和した農業を推進した。 ○良質堆肥の施用による土づくりの展開を推進した。
434	○土壌診断に基づく肥料の適正な使用に努めるとともに、病虫害発生予防による適期・的確な防除や天敵・フェロモン等を活用した総合的な防除を進めます。	経営技術課	○土壌診断に基づく適正な施肥や、天敵等を利用したIPM技術の実証ほ設置等による普及を推進した。
435	○農業用廃プラスチック類の処理については、再生処理を基本とし、地域ぐるみの回収を促進します。	経営技術課	○農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会を中心とした、地域ぐるみでの回収・再生処理を促進した。
436	○健全な土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーを確保・育成するとともに、これらの取組に対する消費者の理解を促進します。	経営技術課	○土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立てた農業者を、エコファーマーに認定し、技術の普及、消費者への理解促進を図った。
(2) 環境にやさしい畜産経営の実現			
437	○県環境保全型畜産確立基本方針や県畜産環境保全対策指導指針に基づき、畜産農家への巡回指導、畜産経営に起因する環境汚染問題の解決を図るとともに、家畜排せつ物の有効利用を促進し、環境保全型畜産の確立を目指します。	畜産課	○家畜排せつ物法に基づき、環境汚染の防止を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を実施 ○資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産クラスター事業等により、畜産農家39戸に対して家畜排せつ物処理施設等の整備を実施
438	○たい肥コンクールや生産指導等によるたい肥の品質向上と耕種面での利用を促進します。	経営技術課	○堆肥コンクールを開催し、良質堆肥の生産技術の向上を図った。
(3) 農業技術の開発・普及			
439	○化学肥料・化学合成農薬等の使用を低減するための技術の開発を進めるとともに、これらの普及に努めます。	経営技術課 (農産園芸課)	○天敵等を利用したIPM技術の実証ほ設置等により、農業者への理解促進、技術の普及を推進した。
		農業開発総合センター	○持続性の高い有機栽培技術体系の確立に向けた試験を実施 ○ドローンによる空撮とAI判定技術により、ミカンキジラミの寄主植物ゲッキツやカンキツ類の病虫害識別・マッピング技術、山間地での薬剤散布技術の開発を共同研究で実施 ○温湯処理や効果的な薬剤散布体系を組み合わせ、農業だけに頼らないキクの白さび病防除体系確立試験を共同研究で実施
(4) 推進体制			
440	○環境と調和した農業を総合的に推進するため、県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって取り組みます。	経営技術課	○県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって、環境と調和した農業の啓発・普及活動を実施した。
14 環境学習ネットワークの構築			
441	○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集するとともに、提供する体制の整備に努めます。	地球温暖化対策室	○県ホームページ等を活用し、かごしまeco-net、環境学習指導者人材バンク等環境保全活動等に関する情報を提供
		自然保護課	○屋久島環境文化村センターにおいて、屋久島の自然や文化等に関する情報を提供
442	○屋久島環境文化村中核施設（屋久島環境文化村センター、屋久島環境文化研修センター）や県環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、事業者、民間団体等の連携を強化します。	自然保護課	○令和2年度実績なし
443	○生命と環境の学習館（かごしま県民交流センター内）を環境学習の拠点として活用します。	地球温暖化対策室	○「生命と環境の学習館」については、平成28年3月に閉館
444	○屋久島環境文化村中核施設などによる自然を活かした自然体験型環境学習を推進します。	自然保護課	○屋久島町内在住者を対象とした「ふるさとセミナー」を年7回開講し、延べ81人が受講 ○「屋久島自然・文化体験セミナー」を年4回開催 ○屋久島環境文化村センター入館者35,225人、研修センター2,794人
445	○自主的な環境学習や環境保全活動に対し、環境学習指導者人材バンクの充実や活用、促進を図るとともに、民間団体相互のネットワークづくりを促進します。	地球温暖化対策室	○人材バンクに29人登録し、県ホームページで公開（R2.3末時点）
446	○「かごしまこども環境大臣」の任命等を通じ、子供たちに対する環境への意識高揚に努めます。	地球温暖化対策室	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生9名を、こども環境大臣に任命 ○こども環境大臣サミットを12月25日に開催、かごしまこども環境宣言2020を作成 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加

4 鹿児島県環境審議会委員名簿

(任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日)

部会	氏名	役職等	備考
大気環境部会	桶谷 薫	公益社団法人鹿児島県医師会 理事	
	志村 正子	鹿屋体育大学 名誉教授	部会長代理
	遠嶋春日児	鹿児島県議会議員	
	根建 洋子	公募委員	
	東垂水末義	鹿児島県生活協同組合連合会 専務理事	
	平野 一哉	弁護士	
	見野 初美	J A鹿児島県女性組織協議会 委員	
	吉留 俊史	鹿児島大学学術研究院理工学域工学系 准教授	部会長
水環境部会	岩倉ひろみ	公益社団法人鹿児島県薬剤師会 常務理事	
	是枝 哲郎	公募委員	
	三益 晃	第十管区海上保安本部 警備救難部長	
	○ 富安 卓滋	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授	部会長
	前田 広人	鹿児島大学 名誉教授	部会長代理
	森下 博之	国土交通省九州地方整備局 企画部長	
	横川由起子	鹿児島大学大学院理工学研究科 講師	
自然環境部会	鶴川 信	鹿児島大学学術研究院農水産獣医学域農学系 准教授	
	奥山 正樹	鹿児島大学産学・地域共創センター 特任教授	部会長
	小栗 有子	鹿児島大学法文学部 准教授	
	禧久伸一郎	鹿児島県議会議員	
	塩谷 克典	株式会社九州自然環境研究所 野生動物保護管理室顧問	
	浜本 奈鼓	NPO法人くすの木自然館 代表理事	
	宮部 芳照	公募委員	
	宮本 句子	鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授	
	山本 智子	鹿児島大学水産学部 教授	部会長代理
鳥獣部会	小園しげよし	鹿児島県議会議員	
	木場由美子	鹿児島県農業委員会女性委員の会 会長	
	迫 美代子	公募委員	
	瀬脇とも子	鹿児島県漁協女性部連合会 会長	
	中園 功一	一般社団法人鹿児島県猟友会 会長	部会長代理
	野村 輝明	鹿児島県森林組合連合会 代表理事専務	
	藤田 志歩	鹿児島大学共通教育センター 准教授	
	◎ 船越 公威	鹿児島国際大学 名誉教授	部会長
温泉部会	泉 健子	鹿児島大学 名誉教授	
	大迫 茂子	NPO法人鹿児島県地域女性団体連絡協議会 副会長	
	大迫 陽一	一般社団法人鹿児島県発明協会 常任理事	
	小林 哲夫	鹿児島大学 名誉教授	
	坂元 隼雄	鹿児島大学 名誉教授	
	鶴藺真佐彦	鹿児島県議会議員	部会長
	中原 國男	公益社団法人鹿児島県観光連盟 副会長	
	西野友季子	鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合 組合員	
	安田 壮平	奄美市長(鹿児島県市長会)	部会長代理

◎会長 ○副会長

5 鹿児島県公害審査会名簿

(任期：令和3年12月24日～令和6年12月23日)

役職名	氏名	職名
会長	なかぞの さだひろ 中園 貞宏	弁護士
会長代理	やまもと ともこ 山本 智子	鹿児島大学水産学部教授
委員	いずみ たけおみ 泉 武臣	弁護士
	おおにし ひろゆき 大西 浩之	鹿児島県医師会常任理事
	おぐり ゆうこ 小栗 有子	鹿児島大学法文学部准教授
	おけたに かおる 桶谷 薫	鹿児島県医師会理事
	かわばた こうじ 川畑 宏二	鹿児島経済同友会副代表幹事
	とみみつ やすふみ 富満 康史	弁護士
	よこがわ ゆきこ 横川 由起子	鹿児島大学学術研究院理工学域理学系講師